

令和6年度
市税のしおり



ちはや姫



宇 治 市

◎はじめに

宇治市では、未来に夢と希望のもてる新しい宇治市づくりのため、市民福祉の推進や都市基盤整備の充実等、さまざまな事業に取り組んでいます。

昨今の財政を取り巻く環境は厳しい状況ですが、その中において重点施策の取り組みに、市税は大切な財源となっています。

このしおりは、市民の皆様に、市税の種類や仕組み、その使いみちなどを知っていただくため、分かりやすくまとめたものです。

市税に対する関心や理解を深めるために役立てていただければ幸いです。

令和6年7月

宇治市長 松 村 淳 子

目 次

第1章 市税収入とつかいみち

1 令和6年度一般会計当初予算	1
2 市税収入の内訳	3
3 市税のつかいみち	4

第2章 市税のあらまし

1 個人市民税	6
2 法人市民税	25
3 固定資産税・都市計画税	27
4 軽自動車税	48
5 市たばこ税	54

第3章 市税の納付

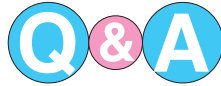
1 市税の納付場所	55
2 市税の納期限	56
3 市税の納付方法	57
4 口座振替（自動払込み）	58
5 滞納について	60

第4章 市税の窓口と証明

1 市税の窓口	62
2 市税の主な証明	63

第5章 国税と府税のあらまし

1 国税について	66
2 所得税について	67
3 府税について	71



個人市民税

◎年の途中で転出しましたが？	22
◎死亡した夫の市民税・府民税・森林環境税は？	22
◎昨年会社を退職しましたが？	23
◎公的年金から市民税・府民税・森林環境税は引かれますか？	23
◎妻にパート収入があるのですが？	24
◎16歳未満の子どもがいるのですが？	24

固定資産税

◎固定資産の評価替えとは？	37
◎年の途中で土地の売買があった場合は？	37
◎地価の下落によって土地の評価が下がっているのに、 税額が上がるのは？	38
◎家屋の固定資産税が急に上がったのは？	44

軽自動車税

◎年度途中でバイクを廃車したら税金はどうなる？	53
◎バイクを譲渡したのに税金の通知がきたが？	53
◎原付バイクが盗難にあったときの手続きは？	53

市税の納付

◎口座振替の手続きをするが、いつから振替になるのか？	59
◎口座振替が振替不能となったらどうなるのか？	59
◎同意もなしに差押はできるのか？	61

市税の証明

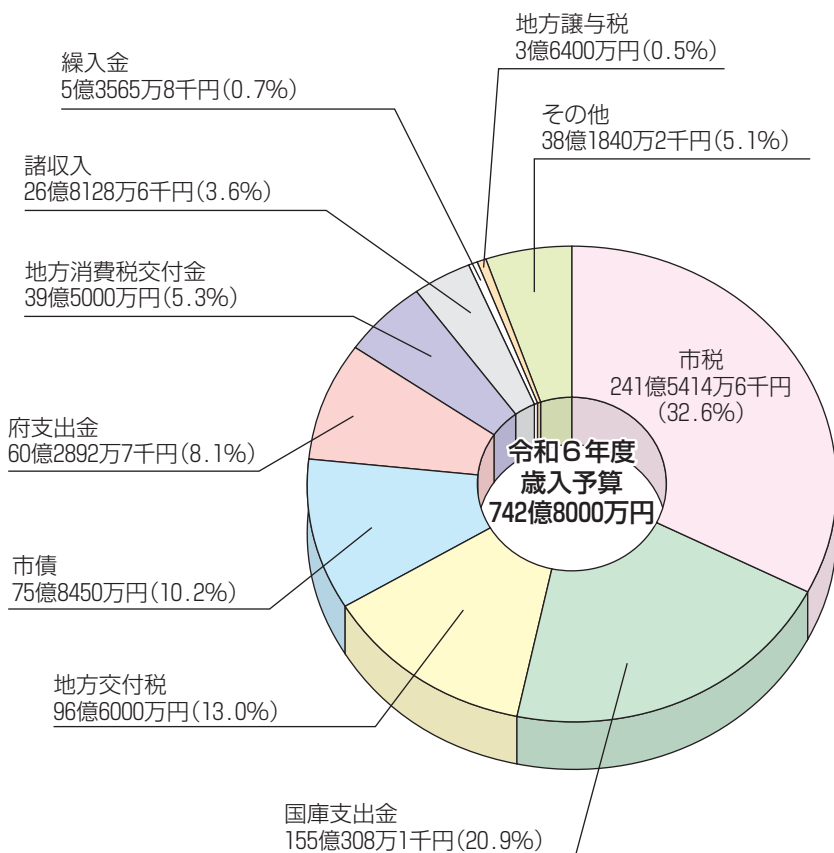
◎納税証明と所得証明の違いは？	65
◎転入してきた場合の市民税・府民税課税証明書は？	65

第1章 市税収入とつかいみち

1 令和6年度一般会計当初予算

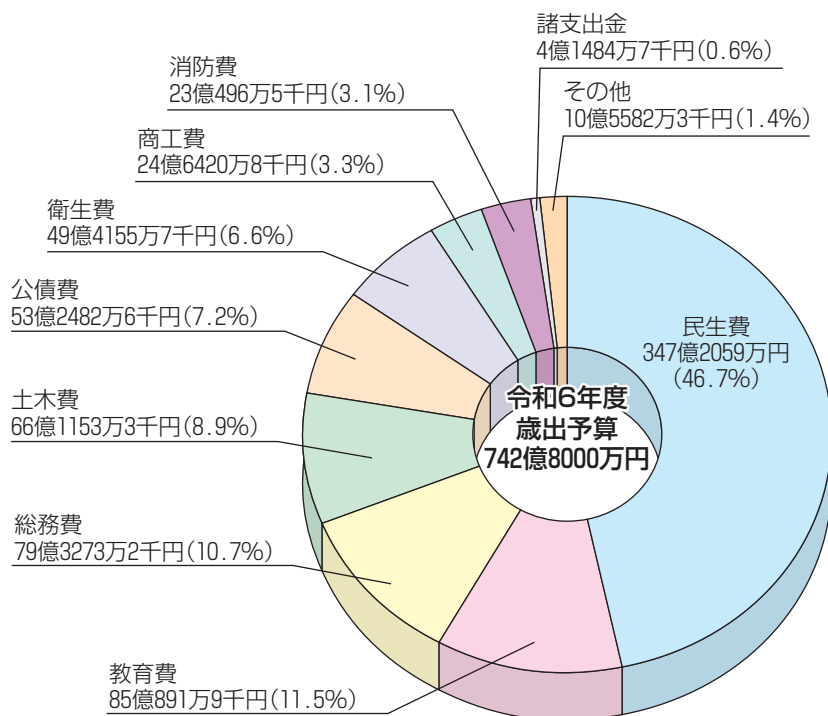
市税は、宇治市がまちづくりを行うための重要な財源になっています。

☆歳入

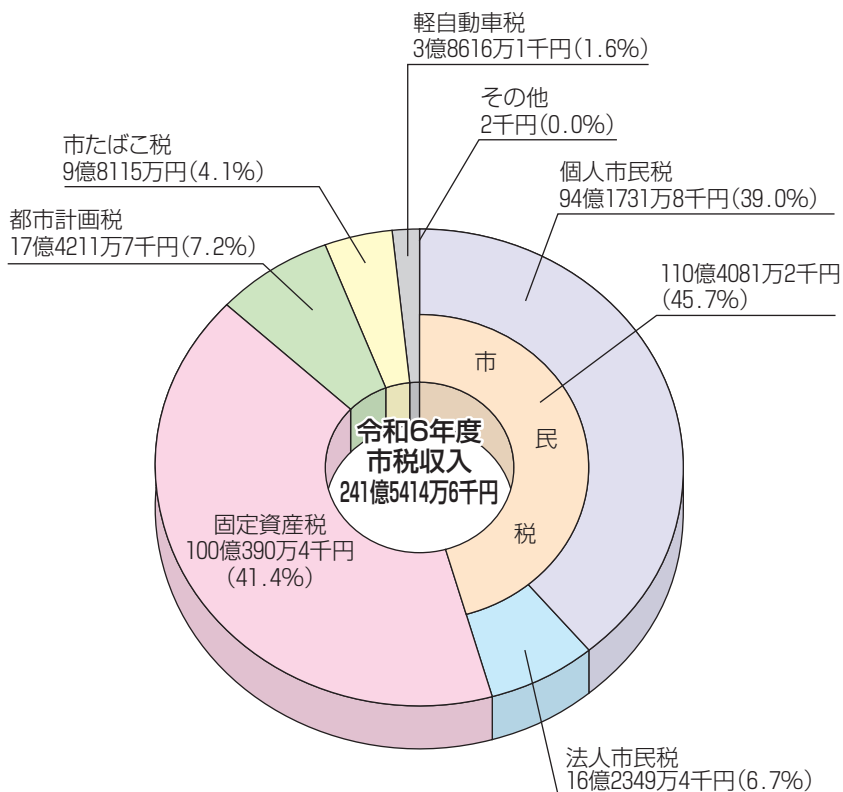


納めていただいた税金は、他の収入と合わせていろいろな費用に使われています。

☆歳出



2 市税収入の内訳



134,033円

市民の方に納めていただく市税額を市民1人当たりに換算すると、この金額になります。

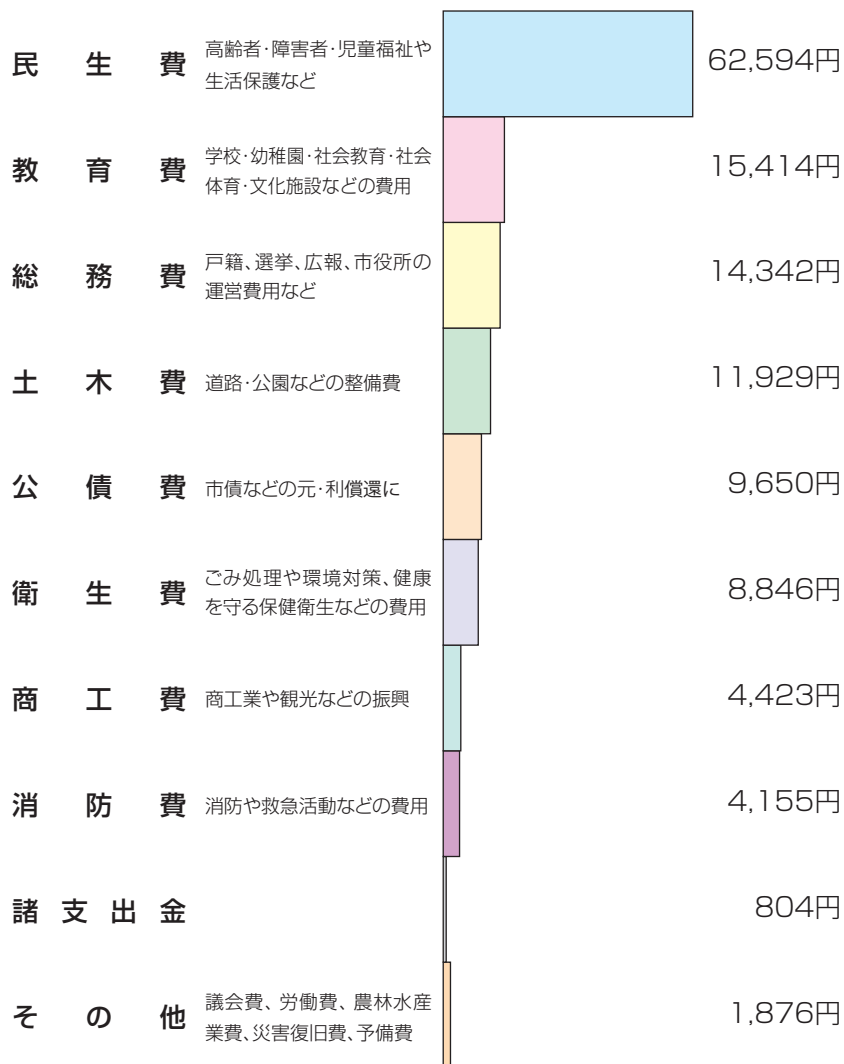
412,186円

令和6年度一般会計当初予算額を市民1人当たりに換算すると、この金額になります。

(令和6年4月1日現在の人口 180,210人で算出)

3 市税のつかいみち

市民のみなさんに納めていただく税額134,033円(市民1人当たりに換算した額)は、みなさんの生活のいろいろな分野で、次のように使われています。



第2章 市税のあらまし

市民のみなさんに納めていただいている市税には、次のようなものがあります。

- 〈個人市民税〉 均等割と所得割
個人の前年の所得に対してかかる税
- 〈法人市民税〉 均等割と法人税割
法人の所得に対する法人税を基礎としてかかる税
- 〈固定資産税〉 土地・家屋・償却資産に対してかかる税
- 〈都市計画税〉 市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税
- 〈特別土地保有税〉 一定面積以上の土地の保有や取得にかかる税（平成15年度から課税停止）
- 〈軽自動車税〉 原動機付自転車や軽自動車などにかかる税
- 〈市たばこ税〉 卸売販売業者等が市内の小売販売業者に売り渡したたばこにかかる税

1 個人市民税

個人市民税は、住んでいる地域の「公（おおやけ）」の費用を市民のみなさんに応分に負担していただくもので、均等の税額によって納めていただく「均等割」と個人の所得に応じて納めていただく「所得割」があります。

また、個人市民税は個人府民税とあわせて計算されます。

(1) 納税義務者

①個人市民税・府民税を納める人

納める人	納めるべき税	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある人	○	

* 市内に住所があるかどうか、また、事業所などを持っているかどうかは、その年の1月1日現在（これを賦課期日といいます。）の状況で判断します。

②個人市民税・府民税のかからない人

ア 均等割も所得割もかからない人

- ◇生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ◇1月1日現在、障害者・未成年者・ひとり親又は寡婦に該当する場合で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

イ 均等割のかからない人

- ◇前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人
 $35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 31\text{万円}$
*ただし、同一生計配偶者、扶養親族のいずれもない場合は、45万円

ウ 所得割のかからない人

- ◇前年の総所得金額等の合計が、次の算式で求めた額以下の人
 $35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 42\text{万円}$
*ただし、同一生計配偶者、扶養親族のいずれもない場合は、45万円

16歳未満の扶養親族は上記の計算の扶養親族数に含まれますが、扶養控除の適用はありません。

(2) 税額の算出方法

市民税は前年中の所得を基準として計算されますので、令和6年度の市民税は令和5年1月～12月の所得金額が基準となります。

個人市民税・府民税の年税額＝均等割額＋所得割額

①均等割

市民税(年額)	3,000円
府民税(年額)	1,600円

森林環境税(国税)(年額)	1,000円
---------------	--------

* 京都府豊かな森を育てる府民税条例が定められ、森林の整備及び保全を進める施策の財源確保のため、平成28年度から令和7年度までの間、府民税について600円が上乗せされ、市民税3,000円、府民税1,600円となります。

また、令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります。1人年額1,000円を均等割額と併せて徴収します。

②所得割

一般に収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を基礎に次の算式で計算されます。

$$\begin{array}{l} \text{所得割額} = \frac{\text{前年の所得控除所得金額合計額}}{\text{(P8参照) (P11～13参照)}} \times \frac{\text{所得割の税率=10\%}}{\text{(P13参照)}} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} \\ \text{(市市民税6\% 府民税4\%)} \quad \text{(人的控除関係)} \quad \text{(配当控除等)} \\ \text{(P13・14参照)} \quad \text{(P15・16参照)} \end{array}$$

* 退職所得(分離課税分)、土地建物の譲渡所得などについては、特別の税額計算を行います。(P19～P21 参照)

③所得の種類

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	家賃、地代など	収入金額－必要経費
事業所得	事業から生じる所得	収入金額－必要経費
給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額(P9参照)
退職所得	退職金など(P19参照)	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1/2$
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地などの資産を売った場合に生じる所得(P19・20参照)	収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額
一時所得	懸賞当せん金や、生命保険満期返戻金など	$(収入金額－必要経費－特別控除額) \times 1/2$
雑所得	公的年金等、原稿料など上記のいずれにもあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ①公的年金等収入金額－公的年金等控除額(P10参照) ②①を除く雑所得は、収入金額－必要経費

〈用語説明〉

＊合計所得金額…純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額。

＊総所得金額等…上記の合計所得金額に純損失・雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用して計算した金額(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合は、その適用後の金額)

④給与所得の計算のしかた

給与所得金額の速算表

給与等の収入金額	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額 － 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(収入金額 ÷ 4) ※ × 2.4 + 10万円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	(収入金額 ÷ 4) ※ × 2.8 － 8万円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(収入金額 ÷ 4) ※ × 3.2 － 44万円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	(収入金額) × 0.9 － 110万円
8,500,000円 ～	(収入金額) － 195万円

※千円未満の端数切捨て

所得金額調整控除

次の①②に該当する場合は給与所得から下記控除額が控除されます。

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア. 本人が特別障害者に該当する。 イ. 23歳未満の扶養親族を有する。

ウ. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する。

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

②給与所得控除後の給与等の金額 (以下、給与所得金額) 及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額

= (給与所得金額 (10万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を限度)) - 10万円

※①の控除がある場合、②は①の控除後の金額から控除されます。

⑤ 公的年金等にかかる雑所得の計算のしかた

公的年金等に係る雑所得金額の速算表

※円未満の端数切捨て

昭和34年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)			
公的年金等の 収入額 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
	公的年金等に係る雑所得		
～1,299,999円	A — 600,000円	A — 500,000円	A — 400,000円
1,300,000 ～4,099,999円	A × 0.75 — 275,000円	A × 0.75 — 175,000円	A × 0.75 — 75,000円
4,100,000 ～7,699,999円	A × 0.85 — 685,000円	A × 0.85 — 585,000円	A × 0.85 — 485,000円
7,700,000 ～9,999,999円	A × 0.95 — 1,455,000円	A × 0.95 — 1,355,000円	A × 0.95 — 1,255,000円
10,000,000円～	A — 1,955,000円	A — 1,855,000円	A — 1,755,000円

昭和34年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)			
公的年金等の 収入額 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
	公的年金等に係る雑所得		
～3,299,999円	A — 1,100,000円	A — 1,000,000円	A — 900,000円
3,300,000 ～4,099,999円	A × 0.75 — 275,000円	A × 0.75 — 175,000円	A × 0.75 — 75,000円
4,100,000 ～7,699,999円	A × 0.85 — 685,000円	A × 0.85 — 585,000円	A × 0.85 — 485,000円
7,700,000 ～9,999,999円	A × 0.95 — 1,455,000円	A × 0.95 — 1,355,000円	A × 0.95 — 1,255,000円
10,000,000円～	A — 1,955,000円	A — 1,855,000円	A — 1,755,000円

⑥所得控除

所得控除は、配偶者・扶養親族の有無、災害や病気治療に要した費用等により、一定額を所得金額から差し引くものです。

種 類	要 件・控 除 額(注2)																								
雑 損 控 除	災害や盗難等で損害を受けた場合…①と②のいずれが多い方の金額 ①(損失金額－保険金等で補てんされた金額)－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連に支出した金額－5万円																								
医療費控除 セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) ※いずれかを選択適用	医療費や、特定一般用医薬品等購入費(スイッチOTC医薬品の購入費)を支払った場合 ・医療費控除…(支払った医療費の金額－保険金等で補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額)(限度額200万円) ・セルフメディケーション税制…(支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされた金額)－1万2千円(限度額8万8千円)																								
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合…支払った金額																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法及び精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度に基づく掛金を支払った場合…支払った金額																								
生命保険料控除 (注1)	生命保険料控除(限度額70,000円)＝①一般生命保険料控除＋②個人年金保険料控除＋③介護医療保険料控除 ① Aのみ又はA＋B (限度額28,000円) } いずれか B } 多い方の金額 ② ①と同じ ③ A <table><tr><th colspan="2">A平成24年1月1日以後締結分(新契約)</th><th colspan="2">B平成23年12月31日以前締結分(旧契約)</th></tr><tr><th>支払った保険料(a)</th><th>控除額</th><th>支払った保険料(a)</th><th>控除額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>aの全額</td><td>15,000円以下</td><td>aの全額</td></tr><tr><td>12,001～32,000円</td><td>a×1/2＋6,000円</td><td>15,001～40,000円</td><td>a×1/2＋7,500円</td></tr><tr><td>32,001～56,000円</td><td>a×1/4＋14,000円</td><td>40,001～70,000円</td><td>a×1/4＋17,500円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr></table>	A平成24年1月1日以後締結分(新契約)		B平成23年12月31日以前締結分(旧契約)		支払った保険料(a)	控除額	支払った保険料(a)	控除額	12,000円以下	aの全額	15,000円以下	aの全額	12,001～32,000円	a×1/2＋6,000円	15,001～40,000円	a×1/2＋7,500円	32,001～56,000円	a×1/4＋14,000円	40,001～70,000円	a×1/4＋17,500円	56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円
A平成24年1月1日以後締結分(新契約)		B平成23年12月31日以前締結分(旧契約)																							
支払った保険料(a)	控除額	支払った保険料(a)	控除額																						
12,000円以下	aの全額	15,000円以下	aの全額																						
12,001～32,000円	a×1/2＋6,000円	15,001～40,000円	a×1/2＋7,500円																						
32,001～56,000円	a×1/4＋14,000円	40,001～70,000円	a×1/4＋17,500円																						
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円																						
地震保険料控除	地震保険料控除(限度額25,000円)＝①地震保険料の控除額＋②経過措置適用の長期損害保険契約(旧長期損害保険契約)の控除額 <table><tr><th colspan="2">①の支払った保険料(b)</th></tr><tr><td>50,000円以下</td><td>b×1/2</td></tr><tr><td>50,000円超</td><td>25,000円</td></tr></table> ②の支払った保険料(b) <table><tr><td>5,000円以下</td><td>bの全額</td></tr><tr><td>5,001～15,000円</td><td>b×1/2＋2,500円</td></tr><tr><td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr></table> (※1)②とは、保険期間10年以上で満期返戻金のある平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(平成19年1月1日以後契約変更のないもの)をいいます。 (※2)1つの保険料契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方の記載がある場合はどちらか一方の控除しか受けることができません。	①の支払った保険料(b)		50,000円以下	b×1/2	50,000円超	25,000円	5,000円以下	bの全額	5,001～15,000円	b×1/2＋2,500円	15,000円超	10,000円												
①の支払った保険料(b)																									
50,000円以下	b×1/2																								
50,000円超	25,000円																								
5,000円以下	bの全額																								
5,001～15,000円	b×1/2＋2,500円																								
15,000円超	10,000円																								

種 類	要 件・控 除 額 (注2)				
障害者控除	本人・控除対象配偶者・扶養親族が障害者の場合 ※16歳未満の扶養親族においても適用されます。 一般の障害者…26万円 特別障害者…30万円 同居特別障害者…53万円				
寡婦控除	本人の合計所得金額が500万円以下で、夫と死別した後婚姻をしていない人 又は夫と死別、もしくは離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族(子以外)がいる人 26万円				
ひとり親控除	本人の合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有するひとり親。(婚姻歴や性別は問いません。) 30万円				
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の学生…26万円				
	配偶者の合計所得金額			納税者本人(扶養する人)の合計所得金額	
				900万円以下	900万円超 950万円以下
				950万円超 1,000万円以下	1,000万円以下
	【参考】 給与所得のみの 場合の収入金額			1,095万円以下	1,095万円超 1,145万円以下
配偶者控除 (注3)	70歳未満 (控除対象配偶者)	48万円 以下	103万円以下	控除額	
	70歳以上 (老人控除対象配偶者)			33万円	22万円
				38万円	26万円
配偶者特別 控 除	48万円超 100万円以下		103万円超 155万円以下	33万円	22万円
	100万円超 105万円以下		155万円超 160万円以下	31万円	21万円
	105万円超 110万円以下		160万円超 166万8千円未満	26万円	18万円
	110万円超 115万円以下		166万8千円以上 175万2千円未満	21万円	14万円
	115万円超 120万円以下		175万2千円以上 183万2千円未満	16万円	11万円
	120万円超 125万円以下		183万2千円以上 190万4千円未満	11万円	8万円
	125万円超 130万円以下		190万4千円以上 197万2千円未満	6万円	4万円
	130万円超 133万円以下		197万2千円以上 201万6千円未満	3万円	2万円
	133万円超		201万6千円以上	0万円	0万円
扶養控除 (注3)	生計を一にする親族のうち、その合計所得金額が48万円以下で、事業専従者に該当しない人 一般の扶養親族(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の扶養親族)…33万円 特定扶養親族(19歳以上23歳未満の扶養親族)…45万円 老人扶養親族(70歳以上の扶養親族)…38万円 同居老親等扶養親族(老人扶養親族に該当し、本人又はその配偶者の直系尊属であり、同居している扶養親族…45万円)				

種 類	要 件・控 除 額 (注2)	
基礎控除	本人の合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	0円

(注1) 平成25年度から生命保険料控除は、新契約と旧契約に分かれ、控除額の算式が変更されました。

(注2) 控除額は、一部を除いて所得税(P67～70参照)と異なります。

(注3) 年齢については、前年の12月31日の現況によります。

また、国外居住の親族を扶養している場合は親族関係書類及び送金関係書類が必要となります。

⑦所得割の税率

課税所得金額	税率	
	市民税	府民税
一律	6%	4%

* 土地建物等の分離譲渡所得などの場合は別の税率を定めています。(P19～21参照)

〈所得割の計算方法〉

所得割額＝課税所得金額×税率

☆課税所得金額が300万円の場合…

市民税所得割額＝3,000,000円×6%＝180,000円

府民税所得割額＝3,000,000円×4%＝120,000円

(この税額は税額控除前の数字です。)

⑧税額控除

ア 調整控除

所得税と市民税・府民税では基礎控除や扶養控除などの人的控除額に差があります。平成19年度から市民税・府民税の税率が一律10%になり、あわせて所得税の税率も変更になりましたが、合計課税所得金額は市民税・府民税のほうが多くなるため、税率変更だけでは納税者の負担が増えてしまいます。そこで調整控除が新たに設けられました。

次の計算式により求められた調整控除額が市民税・府民税所得割額から差し引かれます。

〈調整控除計算式〉

合計課税所得金額	調整控除額
200万円以下の場合	(①と②いずれか少ない額)×5%(市民税3%、府民税2%) ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
200万円超の場合	(①と②いずれか多い額)×5%(市民税3%、府民税2%) ①人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円) ②5万円

※ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除が適用されません。

所得税と市民税・府民税の人的控除額の差

	人的控除の種類・区分			差額 ※
	配偶者の 合計所得	納税義務者の 合計所得	配偶者の区分	
配偶者控除	48万円以下	900万円以下	一般(70歳未満)	5万円
			老人(70歳以上)	10万円
		900万円超 950万円以下	一般(70歳未満)	4万円
			老人(70歳以上)	6万円
		950万円超 1,000万円以下	一般(70歳未満)	2万円
			老人(70歳以上)	3万円
配偶者 特別控除	48万円超 50万円未満	900万円以下		5万円
		900万円超950万円以下		4万円
		950万円超1,000万円以下		2万円
	50万円以上 55万円未満	900万円以下		3万円
		900万円超950万円以下		2万円
		950万円超1,000万円以下		1万円
扶養控除	一般			5万円
	特定			18万円
	老人			10万円
	同居老親等			13万円
障害者控除	一般			1万円
	特別			10万円
	同居特別			22万円
寡婦控除				1万円
ひとり親控除	母			5万円
	父			1万円
勤労学生控除				1万円
基礎控除				5万円

※調整控除の計算で用いる差額のため、実際の差額とは異なります。

イ 配当控除

株式等の配当所得がある場合、市民税・府民税所得割額から配当控除額が差し引かれます。ただし、分離課税による申告を選択した場合には対象となりません。

配当控除額＝配当所得の金額×控除率

〈控除率〉

課税所得金額 種 類		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

ウ 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅ローン控除が適用されており、平成26年から令和7年12月までに入居された方は、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、下記の①②のいずれか少ない金額が市民税・府民税から控除されます。

- ①住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額
- ②(a)平成26年3月まで…所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)
- (b)平成26年4月から令和4年12月…所得税の課税総所得金額等の7%
(最高13.65万円)

※平成26年4月から令和4年12月(契約期限あり)までに入居、かつ、当該住宅の取得等に係る消費税額等が8%又は10%の税率である場合

- (c)令和4年1月から令和7年12月…所得税の課税総所得金額等の5%
(最高9.75万円)

エ 寄附金税額控除

- ◇京都府内の共同募金会又は日本赤十字社京都府支部へ寄附した場合
 - ◇京都府で条例指定している学校法人等へ寄附した場合(府民税のみ)
- 2,000円を超える部分の寄附金額に下表の控除率分が税額から控除されます(総所得金額の30%を限度)。

	市民税	府民税
控除率	6%	4%

◇都道府県又は市区町村に寄附した場合(ふるさと納税)

(国等が受け付けた東日本大震災に係る義援金等も含む。)

下表の計算方法で算出した金額を市民税・府民税の税額から控除します。

寄附金控除の 対象となる寄附金額	2,000円を超える部分の寄附金額 ※ただし、地方公共団体への寄附金以外の寄附金とあわせて総所得の30%を限度
控 除 額 ①+②	①基本控除 (寄附金－2,000円)×10% ②特例控除(市民税・府民税所得割額の2割を限度) (寄附金－2,000円)×(90%－0～45%(寄附者に適用される所得税率)) 平成26年度から令和20年度まで、復興特別所得税が課税されることにより、所得税率に復興特別所得税(2.1%)を乗じて得た率が加算されます。

※本人が寄附したものに限ります。

※日本赤十字社・中央共同募金会などに災害義援金等として寄附した場合も該当する場合があります。

オ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当等から特別徴収(引去り)された市民税・府民税(配当割)の額と源泉徴収有りの特定口座内で行われた上場株式等に係る譲渡により生じた所得から特別徴収(引去り)された市民税・府民税(株式等譲渡所得割)の額をそれらの所得とともに申告書に記載した場合は、市民税・府民税所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除します。

これにより控除しきれなかった金額があるときは、その年度の市民税・府民税の年税額に充当され、それでも控除しきれなかった場合は還付されます(ただし、未納の市税等がある場合には充当されません)。

(3) 定額減税（令和6年度の特別措置）

①対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人市民税・府民税所得割の納税義務者

②減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

③徴収方法

◇給与所得者に係る特別徴収（給与所得者の方）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月～令和7年5月分の11ヶ月で均されます。

◇普通徴収（事業所得者等の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。

◇公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

(4) 市民税・府民税の申告

令和6年1月1日現在、宇治市内に住所のある人は、市民税・府民税の申告が必要です。昨年中所得が無かった、又は少なかったため非課税となる人でも、児童手当など福祉関係や国民健康保険の保険料の算定、所得証明などの基礎資料となりますので申告してください。ただし、所得税の確定申告を税務署に提出した人や給与所得者又は年金所得者で、勤務先などから給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が提出されている人は、申告の必要はありません（給与所得者で年末調整以外の控除を受ける場合、年金所得者で生命保険料控除や医療費控除等を受ける場合、給与又は年金以外の所得がある場合などは申告が必要です。）。詳しくは、税務課個人住民税係へお問い合わせください。

申告期限は毎年3月15日（土曜日・日曜日の場合は、翌営業日）です。

(5) 市民税・府民税の計算例

夫子ども3人(妻子は所得なし、子ども20歳、16歳、13歳) 円

令和5年中の収支	給与収入	5,000,000
	給与所得金額	3,560,000
	健康保険料	355,000
	一般生命保険料(旧)	40,000
	一般生命保険料(新)	30,000
	介護医療保険料	70,000

〈所得割の計算〉

給与所得金額		3,560,000……①
所得控除	社会保険料控除	355,000
※16歳未満の扶養親族	生命保険料控除	56,000
は控除の対象になりま	配偶者控除	330,000
せん	扶養控除(特定、一般)	780,000
(P11～13参照)	基礎控除	430,000
	控除額合計	1,951,000……②
課税総所得金額(①－②)	3,560,000－1,951,000＝1,609,000(千円未満切り捨て)……③	
③×税率	算出市民税額	96,540……④
(P13参照)	算出府民税額	64,360

〈調整控除額〉

(P13・14参照)	市民税調整控除額	9,900……⑤
	府民税調整控除額	6,600

〈定額減税額〉

(P17参照)	市民税定額減税額	30,000……⑥
	府民税定額減税額	20,000

〈均等割〉

(P7参照)	市民税	3,000……⑦
	府民税	1,600

〈市民税・府民税の額〉

④－⑤－⑥＋⑦	市民税(100円未満切り捨て)	59,600……⑧
	府民税(100円未満切り捨て)	39,300

〈森林環境税〉

(P7参照)		1,000……⑨
--------	--	----------

〈市民税・府民税・森林環境税合計額〉

⑧＋⑨		99,900
-----	--	--------

(6) 所得割の課税の特例

①退職所得に対する分離課税

所得税を源泉徴収することとされている退職手当等は、他の所得と區別して、その年中の退職所得の金額を基にして、その年の1月1日に居住する市町村で市民税・府民税が課税されます。

ア 納税の方法

退職手当等を支給する会社などが、その手当等を支給する際差し引いて納めるのが原則です。

イ 退職所得の所得割の算出方法

$(\text{支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times 10\%$ (市民税6%・府民税4%)

勤続年数が5年以下の法人役員等の退職手当等に係る退職所得については2分の1課税が廃止となっております。

勤続年数が5年以下の役員等以外の者については、退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分についての2分の1控除が廃止となっております。

ウ 退職所得控除額の算出方法

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下のとき	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)	障害者になったことに直接起因して退職した場合は、左記により計算した額に100万円が加算されます。
20年を超えるとき	70万円×(勤続年数－20年)＋800万円	

(注)勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年として切り上げて計算します。

②土地・建物等の譲渡所得等に対する分離課税

土地及び土地の上に存する権利、建物、その付属設備、構築物を譲渡したときは、他の所得と分離して次の税率で所得割額を計算します。なお、

譲渡の年の1月1日現在において、所有期間が5年以下のものを短期譲渡所得、5年を超えるものを長期譲渡所得といいます。

所得の区分	市 民 税	府 民 税
短 期 譲 渡 所 得	5.4%	3.6%
短 期 譲 渡 所 得 (国等に対する譲渡)	3.0%	2.0%

所 得 の 区 分			市 民 税	府 民 税
長 期 譲 渡 所 得 *	優 遇 住 宅 地 等 の た め の 譲 渡	2,000 万円以下	2.4%	1.6%
		2,000 万円超	㊦ 48万円	㊦ 32万円
			㊧(課税長期譲渡所得金額 －2,000万円)×3.0%	㊧(課税長期譲渡所得金額 －2,000万円)×2.0%
			㊦と㊧の合算額を税額とする。	
	居 住 用 財 産 の 譲 渡	6,000 万円以下	2.4%	1.6%
		6,000 万円超	㊦ 144万円	㊦ 96万円
			㊧(課税長期譲渡所得金額 －6,000万円)×3.0%	㊧(課税長期譲渡所得金額 －6,000万円) ×2.0%
			㊦と㊧の合算額を税額とする。	
	一般長期所有土地(5年超)の譲渡		3.0%	2.0%

*土地、建物等の譲渡所得の計算上生じた損失は、土地、建物等の譲渡所得以外の所得との損益通算及び翌年以降への損失の繰越しができません(特定の住宅用財産の譲渡による損失を除きます。)

③株式等に係る譲渡所得に対する分離課税

ア 税率

他の所得と分離して以下の税率で課税されます。

	市 民 税	府 民 税
株式等の譲渡所得	3.0%	2.0%

イ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除

上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、一定の条件の下で、その年の翌年以降の3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰り越して控除することができます。

ウ 特定口座を通じて行う譲渡について

源泉徴収有りの特定口座内で行われた上場株式等に係る譲渡により生じた所得は申告不要です。

④上場株式等の配当所得に対する分離課税

ア 税率

分離課税を選択して申告した場合は他の所得と分離して以下の税率で課税されます。

	市 民 税	府 民 税
上場株式等の配当所得	3.0%	2.0%

イ 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例

その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合は、上場株式等の配当所得(申告分離課税分)の金額と損益通算することができます。

⑤先物取引に係る所得に対する分離課税

ア 税率

他の所得と分離して以下の税率で課税されます。

	市 民 税	府 民 税
先 物 取 引	3.0%	2.0%

イ 先物取引に係る損失の繰越控除

先物取引に係る所得の計算上生じた損失は、翌年以降3年間にわたり、先物取引に係る所得から繰り越して控除することができます。

(7) 減免

火事や地震などの災害により損害を受けたり、生活保護を受けているなど特別な事情がある場合は、その事情に応じて、納期限未到来のものに関しては減免が受けられる場合があります。

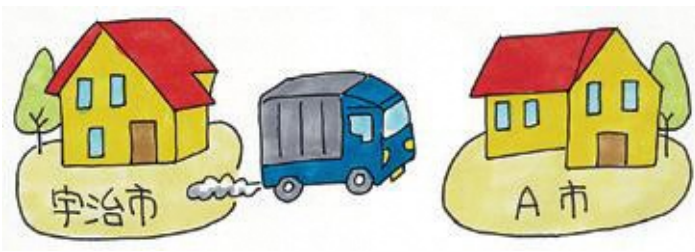
詳しくは、税務課個人住民税係へお問い合わせください。

Q&A

問 年の途中で転出しましたが？

私は、令和6年3月20日に宇治市からA市に転出しました。令和6年度の市民税・府民税・森林環境税は、どちらに納めることになりますか。

答 市民税・府民税・森林環境税は、その年の1月1日（賦課期日）現在住んでいる市区町村で課税されます。したがって、あなたの場合1月1日現在は宇治市に住んでいたわけですから、令和6年度の市民税・府民税・森林環境税はA市ではなく、宇治市に納めていただくことになります。



問 死亡した夫の市民税・府民税・森林環境税は？

私の夫は令和6年2月に死亡しましたが、市民税・府民税・森林環境税の納税通知書が届きました。これは、納めないといけないのでしょうか。

答 市民税・府民税は、その年の1月1日（賦課期日）現在市内に住んでいる人に課税されます。あなたの夫の場合、今年の2月に亡くなったとのことです。令和6年度の市民税・府民税・森林環境税は課税されます。納税義務者が死亡した場合、納税義務はその相続人が引き継ぐことになります。したがって、本年度の市民税・府民税・森林環境税は相続人が納めていただくことになります。なお、被相続人の前年中の所得額等により、市民税・府民税・森林環境税が減免される場合があります。詳しくは、税務課個人住民税係へお問い合わせください。

Q & A

問 昨年会社を退職しましたが？

私は、昨年（令和5年）12月に会社を退職しました。その後は無職なのですが、今年6月に市民税・府民税・森林環境税の納税通知書が自宅に届きました。市民税・府民税は昨年まで毎月の給与から差し引かれていたのですがどうしてですか。

答 市民税・府民税・森林環境税は前年中の所得を基準にして翌年課税されます。したがって、今年6月にご自宅に届いた納税通知書は、あなたが勤めていた令和5年中（1月～12月）の給与所得を基準にして計算した令和6年度の市民税・府民税・森林環境税になります。なお、退職したために差し引けなくなった令和5年度の市民税・府民税・森林環境税の残りの税額は、退職時に一括徴収されているか、ご自分で納税通知書（納付書）により納めていただくことになります。

問 公的年金から市民税・府民税・森林環境税は引かれますか？

令和6年1月3日 65歳になりました。前年以前から公的年金の所得で生活をしていて他の所得はありません。

答 令和6年4月1日時点で65歳以上で、前年から公的年金を受給されている方は、令和6年度の市民税・府民税・森林環境税の公的年金の所得に対する税額は原則年金から特別徴収（引去り）されるようになります。ただし、老齢等年金給付の年額が18万円未満の場合や、特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合などは対象となりません。

（例）市民税・府民税・森林環境税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合
令和6年度の納め方（初年度の人、又は前年度の途中で年金からの特別徴収が停止になった人）
翌年度の納め方（2年目以降）

	納付書で収める （普通徴収）		年金からの引き去り （特別徴収）		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$

	年金からの引き去り （特別徴収）					
	仮徴収			本徴収		
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	（前年度の年税額の $\frac{1}{2}$ ）の $\frac{1}{3}$ ずつ			翌年度の年税額の 残りの $\frac{1}{3}$ ずつ		

※上記は、令和6年度に実施される定額減税の適用がない場合の例です。（P17参照）

Q&A

問 妻にパート収入があるのですが？

私の妻は、令和5年中にパート収入があります。収入がいくらまでなら妻には税金がかかりませんか。また、配偶者控除、配偶者特別控除はどうなりますか。

答 パート収入は給与収入となりますから、一定の年収までは収入から給与所得控除額55万円を引いた残りが給与所得となり（P9参照）、所得額が45万円を超えると課税されることとなります（P6参照）。また配偶者控除は、配偶者の所得が48万円以下のとき受けられ、配偶者特別控除は配偶者の所得により控除額が異なります（P12参照）。以上をまとめると下表のようになります。

給与収入金額	妻		本人	
	市民税・府民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
100万円超 103万円以下	かかる	かからない	受けられる	受けられない
103万円超 201万6千円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる
201万6千円以上	かかる	かかる	受けられない	受けられない

※実際に課税されるかどうかは、所得控除の内容等により異なる場合があります。
※本人の合計所得金額が、1,000万円を超える場合は配偶者控除・配偶者特別控除の適用は受けられません。

問 16歳未満の子どもがいるのですが？

私には障害がある13歳の子どもがいますが、障害者控除は受けられますか。

答 平成24年度の市民税・府民税から16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除がなくなりました。ただし、障害者控除は年少扶養親族においても適用されます。また、ひとり親の控除の適用や非課税限度額等の算定については、引き続き年少扶養親族の人数を含めて算出します。

2 法人市民税

法人市民税は、宇治市内に事務所や事業所などがある法人（会社など）のほか、人格のない社団等にかかる税で、均等割と、国に納める法人税に応じて負担する法人税割とがあります。

(1) 納税義務者

納 税 義 務 者		納めるべき税	
		均等割	法人税割
①	市内に事務所や事業所を有する法人	○	○
②	市内に寮等を有するが、事務所や事業所を有しない法人	○	—
③	市内に事務所等を有する公益社団法人、公益財団法人、NPO法人及び法人でない社団等で代表者等の定めのあるもの	○ (注)	—

(注) 宇治市では宇治市市税条例第14条3項の規定により課税免除としています。
ただし収益事業を行う場合は①に含まれます。

(2) 均等割

$$\frac{\text{事務所・事業所等を有していた月数}}{12} \times \text{税率}$$

区 分		税 率 (年税額)
資本金等の額	従業者数の合計数	
下 記 以 外 の 法 人 等		6万円
1,000万円以下の法人	50人超	14万4千円
	50人以下	15万6千円
1,000万円超1億円以下の法人	50人超	18万円
	50人以下	19万2千円
1億円超10億円以下の法人	50人超	48万円
	50人以下	49万2千円
10億円超50億円以下の法人	50人超	210万円
	50人以下	49万2千円
50億円超の法人	50人超	360万円

(注) 従業者数の合計数は、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計

(注) 資本金等の額とは、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額です。

(資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、資本金と資本準備金の合計額を課税標準とします。)

(注) 従業者数の合計数及び資本金等の額は、算定期間の末日で判定します。

(3) 法人税割

課税標準となる法人税額×法人税割の税率

開始する事業年度	平成26年9月30日まで	平成26年10月1日から 令和元年9月30日まで	令和元年10月1日以後
法人税割の税率	14.7%	12.1%	8.4%

(4) 申告納付

法人市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した後一定期間内（原則として2か月）に、法人が納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっています。複数の市町村に事務所等がある場合は、均等割はそれぞれの市町村に、法人税割は従業者数に応じた額を市町村ごとに按分して申告納付することになっています。

①中間（予定）申告

事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内に行う。

ア 予定申告

予定申告の税割額＝前事業年度の確定法人税割額× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$

予定申告の均等割額＝適用される均等割の税率× $\frac{\text{期間中に事業所の存在した月数}}{12}$

イ 中間申告

事業年度開始の日以後 6 か月の期間を 1 事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額と、均等割額の合計額を申告納付する。

②確定申告

事業年度終了の日から、原則として 2 か月以内に行う確定申告にかかる均等割額と法人税割額との合計額を申告納付する。

なお、当該事業年度についてすでに中間（予定）申告を行っている場合には、その額を差し引いた額で申告納付する。

(5) 法人の開設と変更等

宇治市内で事務所や事業所等を開設・設立したときや、設立・開設以後に代表者・資本金・事業年度等に変更があった場合は、すぐに法人設立・異動等届出書を提出してください。なお、平成24年4月から申告書や届出書の提出先が、京都地方税機構に変更になりました。

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館4階

京都地方税機構 申告センター

電話:075-417-1371 FAX:075-411-1550

3 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税のあらまし

①固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有されている人に、その固定資産の価格をもとに算定される税額を納めていただく税金です。

②都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用にあてるため、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地・家屋に課税される目的税で、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。

③納税義務者（固定資産税を納める人）

納税義務者は、賦課期日である1月1日現在に固定資産を所有されている人で、具体的には次のとおりです。

土 地	登記簿又は土地補充課税台帳（登記簿に登録されていない土地を登録した台帳）に所有者として登記又は登録されている人
家 屋	登記簿又は家屋補充課税台帳（登記簿に登録されている家屋以外の家屋を登録した台帳）に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

*所有者として登記（登録）されている人が、賦課期日（1月1日）前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋などを現に所有している人が納税義務者となります。

④課税対象資産（固定資産税の対象となる資産）

課税の対象となる固定資産は、次のようなものです。

土 地	宅地、田、畑、鉱泉地、池沼、山林、雑種地 など
家 屋	住宅、店舗、工場、倉庫、事務所 など
償却資産	構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、 工具、器具、備品 など

* 償却資産と市街化区域外の土地・家屋は原則として都市計画税の対象にはなりません。

⑤税額算定

固定資産税及び都市計画税は、次のような手順で税額が決定されます。

- 1 固定資産を評価してその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。
- 2 固定資産税課税標準額×税率(1.4/100)＝固定資産税額
都市計画税課税標準額×税率(0.25/100)＝都市計画税額となります。

⑥課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された当該年度の固定資産価格が課税標準額となりますが、住宅用地のように特例措置が適用される場合や土地について負担調整措置が適用される場合には、それらの措置による計算後の額が課税標準額となります。

⑦免税点

市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの固定資産税課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税及び都市計画税は課税されません。

土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円

⑧固定資産の価格の決定

土地・家屋は、3年ごとの基準年度（令和6年度、次回は令和9年度）に総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価が行われ価格が決定されます。そして、この価格は原則として3年間据え置くこととされています。

ただし、基準年度以外の年度において新たに固定資産税の課税対象となった土地・家屋、地目変換のあった土地、増改築のあった家屋などについては、そのつど価格を決定します。なお、土地価格については、令和7年度、令和8年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により価格の修正を行う場合があります。

また、償却資産については、償却資産の所有者から毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただき、これに基づいて毎年評価し、その価格を決定します。

(2) 土地に対する課税

①評価のしくみ

総務大臣が定めた固定資産評価基準により、地目については、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況地目で、地積については、原則として登記簿に登録されている地積で、価格については、売買実例価額から求める正常売買価格に基づいて適正な時価を評価する方法によって決定するとされていますが、現在は、固定資産評価基準の経過措置によって、当分の間、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用し、価格を決定しています。

宅地等については、公的土地評価相互の均衡と適正化を図るために、地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用することとし、これらの価格の7割程度を目途に評価しています。

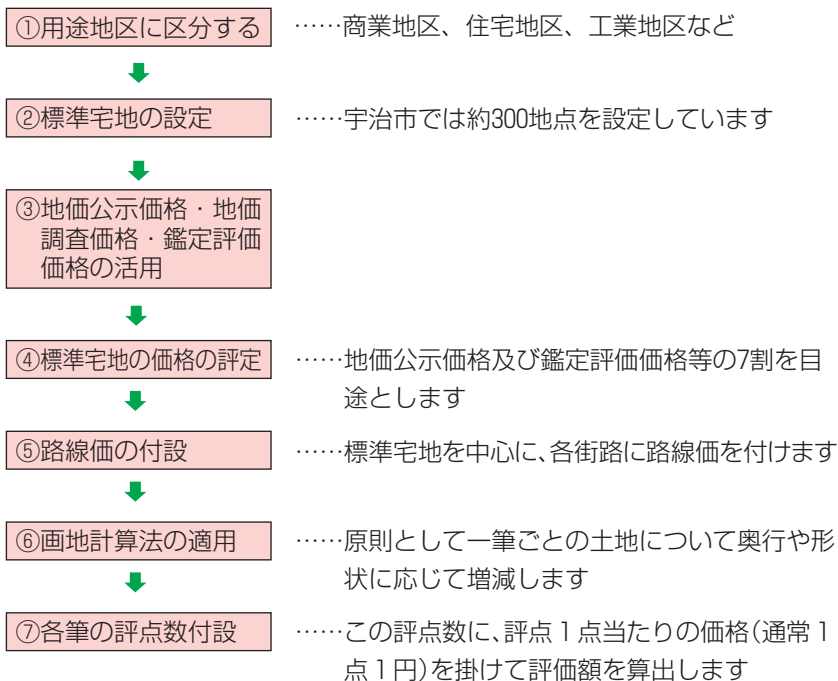
◇路線価等の公開

平成9年度の評価替えから、納税者の方々に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価を全て公開しています。

宅地の評価額は、この路線価をもとにしてそれぞれの宅地の形状（奥行、間口、道路との状況など）に応じて求めます。

②地目別の評価方法

ア 宅地の評価方法



イ 農地、山林の評価方法

原則として、宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の価格(その算定の基礎となる売買実例価額に宅地見込地としての要素があればそれに相当する価額を控除した純農地、純山林としての価格)に比準して評価します。

ただし、市街化区域農地や農地の転用許可を受けた農地については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求められた価額から「通常必要と認められる造成費に相当する額」を控除した価額によって評価します。

ウ 牧場、原野、雑種地等の評価方法

宅地、農地、山林の場合と同様に、売買実例価額や付近の土地の評価額に基づく等の方法により評価します。

③住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。

ア 住宅用地とは

住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。

したがって、賦課期日（1月1日）において新たに住宅の建設が予定されている土地あるいは住宅が建設されつつある土地は、住宅の敷地とはされません。

ただし、既存の当該家屋に代えてこれらの家屋が建築中であり、一定の要件を満たすと認められる土地については、所有者の申請に基づき住宅用地として取り扱うこととなります。

また、住宅が災害により滅失した場合で他の建物、構築物の用に供されていない土地は、所有者の申請に基づき2年間に限り、住宅用地として取り扱われます。

イ 住宅用地には、次の二つがあります。

◇専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地…その土地の全部（家屋の床面積の10倍まで）

◇併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地…その土地の面積（家屋の床面積の10倍まで）に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

ウ 住宅用地の範囲

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は家屋の敷地面積に下表の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専 用 住 宅	全 部	1.0
□	八 以 外 の 併 用 住 宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

エ 小規模住宅用地

◇200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。

◇小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例措置があります。

※都市計画税の場合は価格の3分の1の額

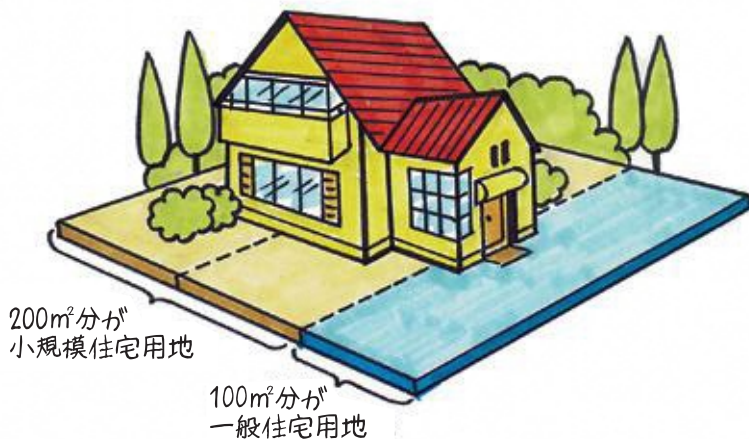
オ 一般住宅用地

◇小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地となります。

◇一般住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

※都市計画税の場合は価格の3分の2の額

敷地面積300㎡の一戸建住宅



④ 宅地の税負担の調整措置

宅地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇はゆるやかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられています。

令和6年度から令和8年度までの負担調整措置については令和5年度の負担調整措置が継続されることになりました。

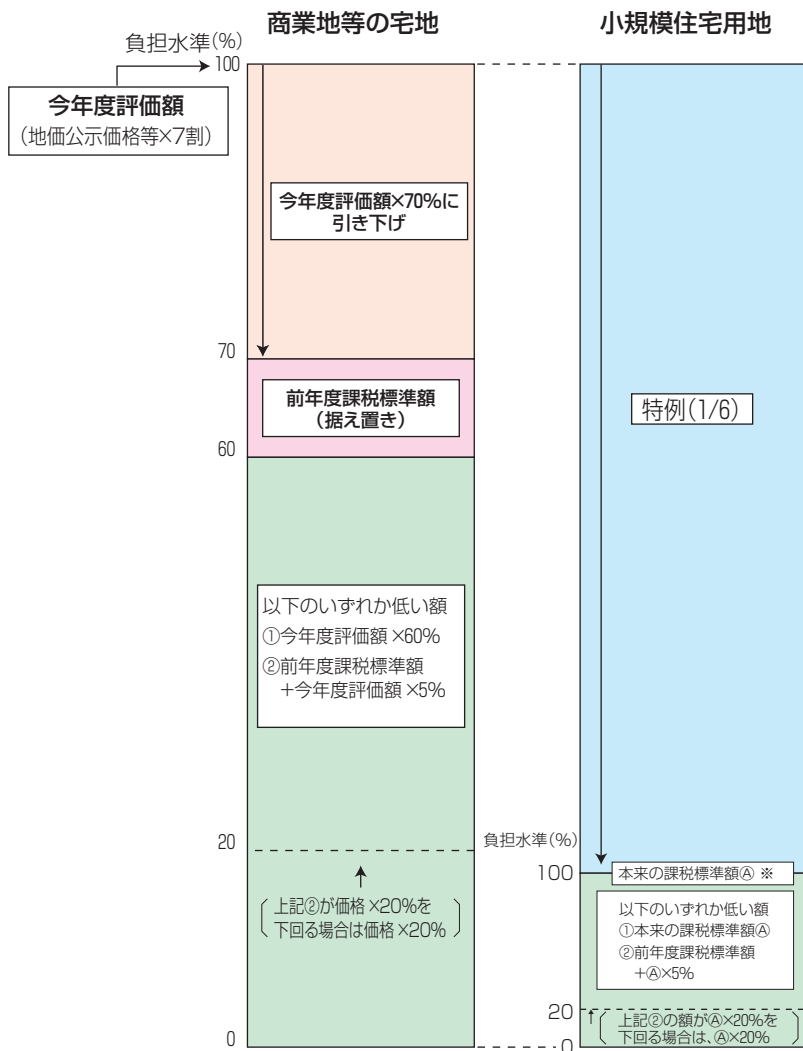
「負担水準」とは…個々の宅地の前年度課税標準額が今年度評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの

次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額}(\times \text{住宅用地特例率}^{\ast})}$$

※評価額に住宅用地の特例率(小規模住宅用地…1/6、一般住宅用地…1/3)を乗じます。

◇負担水準による課税標準額の調整



※ 本来の課税標準額(A)=今年度評価額×1/6

⑤宅地の課税標準額

令和6年度の固定資産税の課税標準額は、負担水準の区分に応じた次のような負担調整措置が講じられています。また、負担水準の高い土地については課税標準の特例措置が設けられています。

ア 商業地等（非住宅用地、雑種地など）の宅地

負 担 水 準	今年度課税標準額
0.7を超える	今年度評価額×0.7
0.6以上0.7以下	前年度課税標準額（据置き）
0.6未満	前年度課税標準額+今年度評価額×5%… A
$\text{A}>\text{今年度評価額}\times 0.6$	今年度評価額×0.6
$\text{A}<\text{今年度評価額}\times 0.2$	今年度評価額×0.2

イ 住宅用地

◆小規模住宅用地（固定資産税）

負 担 水 準	今年度課税標準額
1.0以上	今年度評価額×1/6
1.0未満	前年度課税標準額+今年度評価額×1/6×5%… B
$\text{B}>\text{今年度評価額}\times 1/6\times 1.0$	今年度評価額×1/6×1.0
$\text{B}<\text{今年度評価額}\times 1/6\times 0.2$	今年度評価額×1/6×0.2

◆都市計画税の小規模住宅用地については、住宅用地特例率1/6とあるのを1/3に置き換えます。

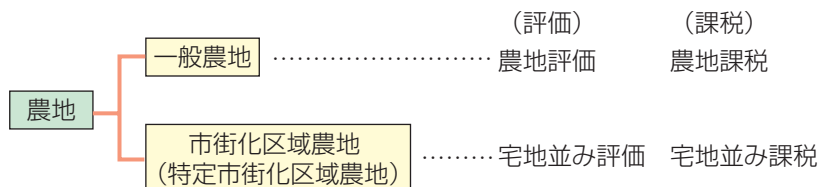
◆固定資産税の一般住宅用地については、住宅用地特例率1/6とあるのを1/3に置き換えます。

◆都市計画税の一般住宅用地については、住宅用地特例率1/3とあるのを2/3に置き換えます。

⑥農地に対する課税

農地は次のように区分され、それぞれ評価及び課税（負担調整措置など）について、異なる仕組みがとられています。

（評価については、30ページを参照してください。）



ア 一般農地

一般農地は、市街化区域農地や転用許可を受けた農地などを除いたものです。一般農地についても負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されています。

課税標準額は次のうちいずれか低い額になります。

- ①当該年度評価額
- ②前年度課税標準額×負担調整率(※)

負 担 水 準	負担調整率(※)
0.9以上	1.025
0.8以上0.9未満	1.05
0.7以上0.8未満	1.075
0.7未満	1.10

イ 市街化区域農地

市街化区域農地とは、市街化区域内の農地で、生産緑地地区の指定を受けたものなどを除いたものです。したがって、市街化区域内にある農地であっても、生産緑地地区の指定を受けた農地であれば、一般農地になります。

宇治市は三大都市圏の特定市に該当し、その市街化区域農地は特定市街化区域農地として、一般住宅用地の取扱いと同様、評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となります。

※「三大都市圏の特定市」とは、東京都の特別区及び首都圏、近畿圏、中部圏の既成市街地、近郊整備地帯などに所在する市をいいます。

Q&A

問 固定資産の評価替えとは何ですか？

答 固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。ですから、本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになりますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であること等から、3年間評価額を据え置く制度、言い換えれば、3年毎に評価額を見直す制度がとられています。

令和6年度はこの評価替えが行われましたが、土地の価格については、令和7年度、令和8年度に地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により価格の修正を行う場合があります。

問 年の途中で土地の売買があった場合は？

私は、令和5年11月に自己所有地の売買契約を行い、その後、令和6年3月には買い手への所有権移転登記を済ませました。令和6年度の固定資産税は誰に課税されますか。

答 令和6年度の固定資産税は、あなたに課税されます。固定資産税は、地方税法の規定により、土地については賦課期日（毎年1月1日）現在の登記簿に所有者として登記されている人に対し課税することになっているからです。

家屋の売買があった場合も同様の取扱いとなります。



Q&A

問

地価の下落があり土地の評価額が下がっている場合でも、税額が上がるのはおかしいのではないのでしょうか。

答

土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇はゆるやかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置が講じられています。

地価が下落する中で税負担が上昇する土地は、本来の課税標準額に比べて、現在の課税標準額が低いため負担調整措置により本来の課税標準額に向け是正過程にあるものです。したがって、課税の公平の観点からやむを得ないものと考えられています。

なお、令和7年度、令和8年度については、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、据置年度でも価格を修正することとされており、地価の下落が評価額に適切に反映されることとなっています。

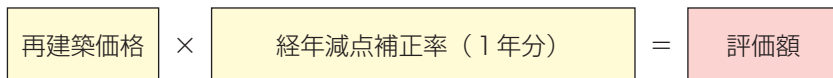


(3) 家屋に対する課税

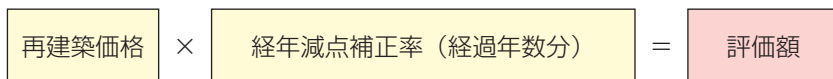
① 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準に評価します。

◇新築家屋の評価



◇新築家屋以外の家屋の評価（基準年度ごとに評価）



前年度の評価額

新しい評価額が、前年度の評価額を上回るときは前年度の評価額に据え置かれます。

- ・ 再建築価格 …………… 評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です（算出方法は固定資産評価基準に建物の用途、構造ごとに規定されています。）。
- ・ 経年減点補正率 …… 家屋の建築後、年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

② 新築住宅に対する減額措置

一定の要件を満たす新築住宅については、固定資産税の減額措置の適用が受けられます。

ア 適用対象は次の要件を満たす住宅です。

- A 専用住宅又は居住部分が2分の1以上の併用住宅であること。
- B 床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下であること。

イ 減額される税額

120㎡を限度として、居住部分の固定資産税額の2分の1
（都市計画税は減額対象になりません。）

ウ 減額される期間

A 一般の住宅（B以外の住宅）……………新築後3年度分

B 3階建以上の中高層耐火住宅、準耐火住宅……………新築後5年度分

※ただし、土砂災害特別警戒区域等の区域内で、都市再生特別措置法に基づく市町村の勧告に従わないで建設された一定の住宅は、上記の軽減措置を受けられません。

③認定長期優良住宅に対する減額措置

長期にわたって良好な状態で使用できる良質な住宅の普及を促進するため、一定の要件を満たす新築住宅については固定資産税の減額措置の適用が受けられます。

ア 適用要件は以下のとおりです（この減額措置は②新築住宅に対する減額措置に代わって適用されますので、重ねて受けることはできません。）。

A 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日（平成21年6月4日）から令和8年3月31日までに新築された住宅であること。

B 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された長期優良住宅であること。

C 専用住宅又は居住部分が2分の1以上の併用住宅であること。

D 床面積が、50㎡（戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下であること。

イ 減額される税額

120㎡を限度として、居住部分の固定資産税額の2分の1

（都市計画税は減額対象になりません。）

ウ 減額される期間

A 一般の住宅（B以外の住宅）……………新築後5年度分

B 3階建以上の中高層耐火住宅、準耐火住宅……………新築後7年度分

減額を受けようとする認定長期優良住宅の所有者は、申告書（税務課家屋係にあります）に以下の書類を添付して新築の翌年の1月31日までに提出してください。

長期優良住宅建築等計画の認定通知書、変更認定通知書、承認通知書のうち該当する通知書の写し

④既存住宅を耐震改修した場合（耐震改修住宅）の減額措置

耐震改修促進のため、一定要件を満たす耐震改修住宅については、固定資産税の減額措置が受けられます。

ア 適用要件は以下のとおりです（バリアフリー改修住宅及び省エネ改修住宅の減額の適用中である場合、この減額措置は適用されません。）。

A 昭和57年1月1日以前から存在していた住宅（併用住宅にあっては居住部分の割合が全体の2分の1以上のものに限ります。）

B 平成18年1月1日から令和8年3月31日までの間に建築基準法に基づく

現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるよう一定の改修工事(耐震改修にかかる費用が一戸当たり50万円超の場合)

- C 過去に本制度の適用を受けた物件でないこと。

イ 減額される税額

改修住宅にかかる固定資産税額の2分の1(併用住宅にあつては居住部分のみが対象)。また、改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の2。なお、居住部分の床面積が120㎡を超える場合は120㎡相当分が対象となります(都市計画税は減額対象になりません。)

ウ 減額される期間

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税に限り減額されます。

※ただし、通行障害既存耐震不適格建築物の改修工事を行った場合:2年度分

減額を受けようとする改修住宅の所有者は、申告書(税務課家屋係にあります。)に以下の書類を添付して、改修後3か月以内に提出してください(耐震改修工事にあわせて増改築等を行った場合、家屋評価を見直すことがあります。)

- 1 増改築等工事証明書(耐震基準に適合した工事であることについて、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した証明書)又は住宅耐震改修証明書(宇治市発行)
- 2 耐震改修に要した費用がわかる書類(領収証、見積書、工事請負契約書など)
- 3 改修により認定長期優良住宅となった場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書、変更認定通知書、承認通知書のうち該当する通知書の写し

⑤既存住宅をバリアフリー改修した場合の減額措置

住宅のバリアフリー改修を促進するため、65歳以上の方、要介護認定又は要支援認定を受けている方、障害のある方が居住する既存住宅について、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置が受けられます。

ア 適用要件は以下のとおりです(新築住宅や耐震改修住宅の減額措置の適用中である場合、この減額措置は適用されません。省エネ改修住宅の減額措置とは、あわせて適用されます。)

- A 新築後10年以上経過した住宅(併用住宅にあつては居住部分の割合が全体の2分の1以上のものに限ります。)で、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

- B 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、次のような一定のバリアフリー改修工事を行った住宅
 ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良
 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取替え
 ⑧床表面の滑り止め化
- C 工事が完了した年の翌年の1月1日に下記の①～③に該当する方が居住していること。
 ①65歳以上の方(改修工事完了年の翌年の1月1日現在)
 ②要介護認定又は要支援認定を受けている方
 ③障害のある方(地方税法施行令第7条に該当)
- D 改修工事の自己負担額が補助金等を除いて50万円超のもの(併用住宅の場合は居住部分について行われた工事のものに限ります。)
- E 過去に本制度の適用を受けた物件でないこと。

イ 減額される税額

改修住宅にかかる固定資産税額の3分の1(併用住宅の場合は居住部分のみが対象)。なお、居住部分の床面積が100㎡を超える場合は100㎡相当分が対象となります(都市計画税は減額対象になりません。)

ウ 減額される期間

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税に限り減額されます。

減額を受けようとする改修住宅の所有者は、申告書(税務課家屋係にあります。)に以下の書類を添付して、改修後3か月以内に提出してください(バリアフリー改修工事にあわせて増改築等を行った場合、家屋の評価を見直すことがあります。)

- 1 申告される方(所有者)の住民票の写し
(宇治市に住民登録されている方は不要です。)
- 2 65歳以上の方の住民票の写し
(宇治市に住民登録されている方は不要です。)
- 3 介護保険被保険者証の写し
(要介護認定又は要支援認定を受けている方)
- 4 障害者手帳、療育手帳等の写し(障害のある方)
- 5 工事明細書、写真及び領収証(工事内容、費用などがわかる書類)
又は改修工事が行われたことを証する書類
- 6 補助金等の給付金決定通知書の写し(給付金等交付時に通知されています。)

⑥既存住宅を省エネ改修した場合の減額措置

住宅の省エネ改修を促進するため、一定の要件を満たす省エネ改修住宅

(熱損失防止改修等住宅)については、固定資産税の減額措置が受けられます。

ア 適用要件は以下のとおりです（新築住宅や耐震改修住宅等の減額措置の適用中である場合、この減額措置は適用されません。バリアフリー住宅の減額措置とは、あわせて適用されます）。

- A 平成26年4月1日以前から存在していた住宅（賃貸住宅を除く。併用住宅にあつては居住部分の割合が全体の2分の1以上のものに限ります。）で、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- B 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事（熱損失防止改修工事等）を行った住宅（令和4年3月31日までに契約が締結された改修工事は要件が異なります。）。
- C 次の①から④までの工事のうち、①の改修工事又は①の改修工事と併せて行う②から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。
 - ①窓の改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事（外気等と接するものの工事に限る。）
- D 改修工事の自己負担額が補助金等を除いて60万円超のもの又は改修工事の工事費が50万円超で、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費を合わせて60万円超であること。（併用住宅の場合は居住部分について行われた工事のものに限ります。）。
- E 過去に本制度の適用を受けた物件でないこと。

イ 減額される税額

改修住宅にかかる固定資産税額の3分の1（併用住宅の場合は居住部分のみが対象）。また、改修により認定長期優良住宅となった場合は3分の2。なお、居住部分の床面積が120㎡を超える場合は、120㎡相当分が対象となります（都市計画税は減額対象になりません。）。

ウ 減額される期間

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税に限り減額されます。

減額を受けようとする改修住宅の所有者は、申告書（税務課家屋係にあります。）に以下の書類を添付して、改修後3か月以内に提出してください。（省エネ改修工事にあわせて増改築等を行った場合、家屋の評価を見直すことがあります。）

- 1 申告される方（所有者）の住民票の写し（宇治市に住民登録されている方は不要です。）
- 2 増改築等工事証明書（省エネ基準に適合した工事であることについて、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕

疵担保責任保険法人が発行した証明書)

- 3 省エネ改修に要した費用、工事完了日等がわかる書類(工事明細書、領収証、改修工事前後の写真など)
- 4 補助金等の給付金決定通知書の写し(給付金等交付時に通知されています。)
- 5 改修により認定長期優良住宅となった場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書、変更認定通知書、承認通知書のうち該当する通知書の写し

Q & A

問

家屋の固定資産税が急に上がったのは？

家屋を新築して、固定資産税が課税されるようになってから今年で4年目になりますが、今年度から家屋の固定資産税が急に上がったのですが、なぜですか。

答

新築された住宅が一定の要件に該当するときは、その住宅に対して新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分限り、床面積120㎡までの部分について税額が2分の1に減額される制度があります。

したがって、新築された住宅についても、この制度に該当し昨年度まで固定資産税の税額が減額されていたわけです。

なお、3階建以上の中高層耐火住宅等については、一定の要件に該当すれば5年度分限り、固定資産税の税額が減額されます。

新築の住宅に対しては
3年度分の固定資産税の
減額制度が設けられて
います。



(4) 償却資産に対する課税

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

◇前年中に取得された償却資産の場合

$$\boxed{\text{取得価額}} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right) = \boxed{\text{評 価 額}}$$

◇前年前に取得された償却資産の場合

$$\boxed{\text{前年度評価額}} \times (1 - \text{減 価 率}) = \boxed{\text{評 価 額}}$$

ただし、求めた評価額が、取得価額の100分の5よりも小さい場合は、取得価額の100分の5の額をもって評価額とします。

固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として旧定率法です。

償却資産とは、会社や個人で、工場や商店などを経営されている方が所有されている

(1) 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産

(2) その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

をいいます。なお、次の資産は課税の対象から除かれます。

- 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入している資産（固定資産として計上していないもの）
- 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却している資産
- 特許権、実用新案権、ソフトウェア等の無形減価償却資産
- 自動車税及び軽自動車税の対象となる資産

※注意 租税特別措置法の規定により、中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の全額を損金算入した場合でも、固定資産税は申告の対象となります。

主な償却資産は次のようなものです。

資 産 の 種 類		申告が必要な償却資産の例
構 築 物	構 築 物	門、フェンス、舗装路面、緑化施設、煙突、広告塔等
	建物附属設備	①建物の所有者が取り付けけた建物附属設備のうち、屋外の給排水設備、受変電設備、蓄電池設備、工場の動力源としての配線設備、建物から独立した諸設備（ネオンサイン、投光器、その他）等は、償却資産として取り扱います。 ②テナントがその事業のために施工した内装・造作・建築設備等は、テナントの償却資産として申告が必要です。
機 械 及 び 装 置		各種製造・加工・修理等の機械設備、施盤・フライス盤・ボール盤等の工作機械、機械式駐車設備、ブルドーザー・パワーショベル等の自走式機械設備、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、印刷機械、ベルトコンベアー・クレーン等の運搬設備等
船 舶		貸ボート、遊漁船、モーターボート等
車 両 及 び 運 搬 具		フォークリフト、ショベルローダー等の大型特殊自動車、構内運搬車等
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		パソコン、構造上家屋と一体になっていないエアコン、理容・美容機器、各種医療機器、パチンコ器、キャビネット、カウンター、応接セット、陳列ケース、ロッカー、レジスター、金庫、自動販売機、テレビ、音響機器、冷蔵庫、電話、事務机・椅子、看板、治具・金型・工具等

償却資産の申告について(お願い)

償却資産の申告や評価に係る事務は、令和3年度申告から京都地方税機構において行っています。

申告用紙が京都地方税機構から送付されますので、京都地方税機構又は償却資産が所在する市町村まで申告(郵送可)をお願いします。

地方税法では、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告することとされていますが、事務処理の都合上、早期申告にご協力をお願いします。

(5) 減免

火事や地震などの災害により損害を受けたり、生活保護を受けているなど特別な事情がある場合は、その事情に応じて、納期限未到来のものに関しては減免が受けられる場合があります。

詳しくは、税務課諸税証明係へお問い合わせください。

(6) 固定資産縦覧帳簿の縦覧制度と固定資産評価審査委員会

①固定資産縦覧帳簿の縦覧制度

納税者が市内の他の土地や家屋の評価額との比較を通じて、自分の所有する土地や家屋に対する評価額が適正かどうかを確認していただくための制度で、市内の全ての課税資産(土地・家屋)の評価額等が記載された縦覧帳簿をご覧いただけます。

期間は、毎年4月1日から4月30日(休日の場合はその翌日)までです。

◇縦覧できる方は、固定資産税(土地・家屋)の納税者です。

- ・固定資産税納税通知書若しくは課税明細書又は本人と確認できる書類(運転免許証・健康保険証など)を提示してください。
- ・代理人の場合は委任状及び代理人本人と確認できる書類が必要です。ただし、同居の親族・納税管理人の場合は、納税通知書又は課税明細書の提示があれば委任状に代えられます。

②固定資産評価審査委員会

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示をした日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に宇治市固定資産評価審査委員会に対して、文書で審査の申出をすることができます。

なお、原則として、3年に1度の基準年度(令和6年度、次回は令和9年度)以外の年度においては、新たに固定資産税が課税されることになった土地、家屋、地目変換のあった土地、増改築のあった家屋などで、新たに価格などが登録又は修正されるべきであるもの以外については、審査の申出をすることはできません。

※審査申出の対象は、価格(価格を算出する一定の要因を含む。)に限定されています。価格を除く賦課処分についての不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に宇治市長に対して、審査請求をすることができます。

4 軽自動車税

軽自動車税種別割は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（これらを『軽自動車等』といいます。）の所有者に対して課税されます。

※令和元年10月1日より、自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が導入されたことに伴い、従来の軽自動車税は、軽自動車税種別割に名称が変わりました。

（1）軽自動車税種別割

① 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方

② 税 率

◇原動機付自転車及び二輪車等の税率

車 種			年税率
原動機付 自 転 車	総排気量	一種50cc以下又は0.6kW以下のもの(特定小型原付を含む。ミニカーを除く。)	2,000円
	又は	二種乙50cc又は0.6kWを超え、90cc又は0.8kW以下のもの	2,000円
	定格出力	二種甲90cc又は0.8kWを超え、125cc又は1.0kW以下のもの	2,400円
	(電気)	ミニカー(三輪以上のもの)	3,700円
軽二輪(125ccを超え250cc以下)等			3,600円
小 型 特 殊 車 両	農耕作業用		2,400円
	その他		5,900円
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)			6,000円

◇軽四輪車等の税率

車種				①旧税率	②新税率	③重課税率
軽自動車	四輪 660cc 以下	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	三輪660cc以下			3,100円	3,900円	4,600円

- ① 旧税率…平成27年3月31日以前に最初の新規検査（新車登録時）を受けた車両（最初の新規検査から13年を経過するまで適用）
- ② 新税率…平成27年4月1日以降に最初の新規検査（新車登録時）を受ける車両（最初の新規検査から13年を経過するまで適用）
- ③ 重課税率…最初の新規検査（新車登録時）から13年を経過した車両について、標準税率（新税率）の概ね 20%の加算
※ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ハイブリッド自動車、被けん引車は対象外

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に新規取得（新車に限る。）した軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さいものについて、令和6年度分の税率を軽減するグリーン化特例（軽課）が下表のとおり適用されます。

車種				④軽課税率 (75%)	⑤軽課税率 (50%)	⑥軽課税率 (25%)
軽自動車	四輪 660cc 以下	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円		
		貨物用	営業用	1,000円		
			自家用	1,300円		
	三輪660cc以下			1,000円	2,000円 (営業用のみ)	3,000円 (営業用のみ)

低減率	車種区分	④～⑥ 軽課税率 適用基準		
75%	電気自動車	—		
	天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制に適合または、 平成21年排出ガス規制に適合かつ、 平成21年排出ガス基準10%低減		
50%	乗用営業用	平成30年排出ガス 規制に適合かつ、 平成30年排出ガス 基準50%低減	+	令和2年度 燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準 + 90%達成車
25%	乗用営業用	または、 平成17年排出ガス 規制に適合かつ、 平成17年排出ガス 基準75%低減		令和2年度 燃費基準達成かつ 令和12年度燃費基準 + 70%達成車

※排出ガス基準

「平成30年排出ガス規制に適合」：道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する軽自動車。

「平成〇〇年排出ガス基準〇〇%低減」：平成〇〇年基準に対し有害物質を〇〇%以上低減させた軽自動車。

※燃費基準

「令和2年度燃費基準達成車」：エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき設定された、令和2年度を目標年度とする自動車の燃費目標基準を達成している軽自動車。

「令和〇〇年燃費基準+〇%達成車」：エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき設定された、令和〇〇年度を目標年度とする自動車の燃費目標基準を〇%以上超過達成している軽自動車。

③ 申告

軽自動車等を取得・譲渡したとき又は廃車したときなどは、速やかに次の場所で申告してください。

特に譲渡や廃車した場合、届け出（申告）をされないと軽自動車税種別割が毎年課税されることになりますのでご注意ください。

車 種	申告書提出先
原動機付自転車(125cc 以下) 小型特殊自動車(農耕作業用、 フォークリフト等)	宇治市役所税務課諸税証明係 〒611 - 8501 宇治市宇治琵琶33 ☎0774 - 22 - 3141
三輪、四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 〒612 - 8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 ☎050 - 3816 - 1844
二輪の軽自動車 (125cc を超え250cc 以下)	京都運輸支局 〒612 - 8418 京都市伏見区竹田向代町37 ☎050 - 5540 - 2061
二輪の小型自動車 (250cc を超えるもの)	

④ 減免

障害のある人や生活保護を受けている人、その他状況に応じて税の減免を受けられる制度があります。詳しくは、税務課諸税証明係へお問い合わせください。

(2) 軽自動車税環境性能割

令和元年10月1日より、自動車取得税が廃止となり、新たに自動車税環境性能割(都道府県税)、軽自動車税環境性能割(市町村税)が導入されました。

◇軽自動車税環境性能割の税額計算方法

【税額】＝【取得価格】×【税率】（環境性能に応じ0～2%）

◇軽自動車税環境性能割(自家用乗用車)の税率

動力区分	燃費基準	税 率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	—	非課税
ガソリン車	令和12年度燃費基準+80%以上	
ハイブリッド車	令和12年度燃費基準+70%以上	1.00%
上記以外又は令和2年度基準未達成車		2.00%

Q & A

問 年度途中にバイクを廃車した場合、税金はどうなりますか？

答 軽自動車税種別割は毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している人にかかります。したがって、年度途中に廃車しても、その年度の税金を納めていただくことになります。

また、月割課税制度ではありませんので、月割計算での払い戻しはありません。

問 バイクを他人に譲ったのに、自分のところに納税通知書がきました。どうしてですか？

答 バイクを譲ったときには、名義変更の手続きが必要です。その手続きをするまでは、所有者はあなたのままなので、納税通知書は名義人であるあなたのところに送られます。また、名義変更の手続きを4月2日以降にされた場合もあなたに課税されます。

問 原付バイクが盗難にあったのですが、どうすればいいですか？

答 まず警察に盗難届を出し、その受理番号を控えて、税務課諸税証明係で廃車手続きをしてください。

税務課諸税証明係で手続きをされないといつまでも課税されますので、速やかに廃車手続きをしてください。

また、原付バイクが発見されたときにも速やかに税務課諸税証明係に届け出をしてください。



5 市たばこ税

(1) 納税義務者

国産たばこの製造者、特定（外国たばこ）販売業者、卸売販売業者

(2) 税額の計算

宇治市内の小売業者に売り渡した製造たばこの総本数×税率＝税額となります。

○平成30年度税制改正によりたばこ税の税率が段階的に引き上げられました。

実施時期等	市町村たばこ税	(参考)	
		府たばこ税	国のたばこ税
(一般品)			
平成30年9月30日まで	5,262円	860円	6,122円
平成30年10月1日から	5,692円	930円	6,622円
令和 2 年10月1日から	6,122円	1,000円	7,122円
令和 3 年10月1日から	6,552円	1,070円	7,622円

(税率:円／1,000本)

(3) 申告納付

1月間に売り渡した分について、その翌月末日までに申告納付することになっています。

(4) たばこ一箱(20本入)に占めるたばこ税の額

(令和6年4月1日現在)

種 別	市たばこ税	府たばこ税	国たばこ税	合 計
一 般 品	131.04円	21.40円	152.44円	304.88円

第3章 市税の納付

1 市税の納付場所・電子納付

市税は次の場所でお納めください。

(1) 市役所

税務課窓口・京都銀行派出所

(2) 金融機関

① 銀行（令和6年6月1日現在）

京都銀行・南都銀行・池田泉州銀行・滋賀銀行・徳島大正銀行

② 信用金庫

京都信用金庫・京都中央信用金庫

③ 信用組合

京滋信用組合・近畿産業信用組合

④ その他

京都やましろ農業協同組合・近畿労働金庫

郵便局・ゆうちょ銀行（近畿2府4県に限る）

※郵便局・ゆうちょ銀行では、納期限を過ぎた納付書は、ご利用にならない場合があります。

(3) コンビニエンスストア（令和6年6月1日現在）

MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン、ローソンストア100、ハマナスクラブ
※「コンビニエンスストアでの納付のご注意」は宇治市ホームページ等に掲載していますのでご覧ください。

(4) スマートフォンアプリ（令和6年6月1日現在）

PayPay 請求書払い、LINE Pay 請求書支払い

※「スマートフォンアプリでの納付のご注意」は宇治市ホームページ等に掲載していますのでご覧ください。

(5) 「eLマーク」、「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」 (納付書番号)が入った納付書で支払う場合

令和5年4月より、納付書に「eLマーク」、「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)が入ったものは(1)～(4)以外に下記の方法で支払うことが可能になりました。

- ① 地方税統一QRコード対応金融機関
- ② クレジットカード納付
- ③ インターネットバンキング等からの納付
- ④ ダイレクト納付
- ⑤ 各種スマートフォンアプリを利用した納付

※②～④については、「地方税お支払サイト」を利用した時のみ、納付ができます。
(窓口での利用はできません。)

※ただし、「手数料が必要な場合がある」、「領収書が発行されない」等注意点がありますので、詳しくは「地方税お支払サイト」<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>をご覧ください。

2 市税の納期限

森 個人 林 人市 環 民 境 税 税 ・ 府 民 税 ・ 市 民 税	普 通 徴 収		第 1 期	6月末日
			第 2 期	8月末日
			第 3 期	10月末日
			第 4 期	翌年 1 月末日
	特 別 徴 収	給与	翌月の10日	
		公的年金等	年金支給月の翌月10日	
法 人 市 民 税	均等割と 法人税割	予定	事業年度開始以後6か月を経過した日から2か月後	
		確定	事業年度終了の日から原則として2か月後	
固定資産税・都市計画税			第 1 期	4月末日
			第 2 期	7月末日
			第 3 期	1 2月末日
			第 4 期	翌年 2 月末日
軽自動車税種別割			5月末日	
市 た ば こ 税			翌月の末日	

* 納期限が市役所の閉庁日にあたるときは、その翌日になります。
閉庁日…土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

3 市税の納付方法

市税の納付方法は、普通徴収・特別徴収・申告納付の3つがあり、市税の種類により、納付していただく方法が決まっています。

(1) 普通徴収

対象となる市税：個人の市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割

宇治市から郵送する納付書により、お近くの金融機関等で納付していただく方法です。

通常年4回に分けて（P56参照）納付していただきます。（軽自動車税種別割は年1回）

口座振替（P58参照）をご利用いただけます。

(2) 特別徴収

対象となる市税：個人の市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）

- ①給与の支払者が毎月支払う給与から天引きし、宇治市へ納入する方法です。
- ②公的年金支給者が隔月支払う年金から天引きし、宇治市へ納入する方法です。

(3) 申告納付

対象となる市税：法人市民税、特別土地保有税、市たばこ税

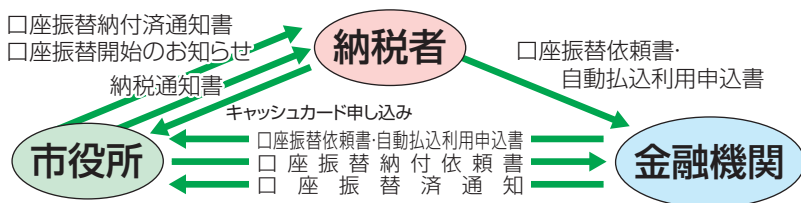
納税義務のある個人や法人が法律や条例の規定に基づいて税額を計算し納付する方法です。

4 口座振替（自動払込み）

個人の市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割（所有のすべての車両）は、ご指定の金融機関の預貯金口座から自動的に振り替えて納付することができます。

市役所や金融機関等にお出かけになる手間がはぶけます。お忙しい方やご不在がちの方には、特に便利です。

（１）口座振替（自動払込み）のしくみ



（２）申し込みの手続き

口座振替を希望する預貯金口座（普通預金・当座預金・納税準備預金）のある金融機関（P55の金融機関、関西みらい銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行）に口座振替依頼書・自動払込利用申込書を出してください。依頼書（申込書）は、市内の金融機関及び市役所税務課総務収納係に置いています。

お申込み時には、口座振替依頼書・自動払込利用申込書、金融機関のお届け印、納税通知書あるいは納付書に記載の通知書番号が必要です。

また、キャッシュカード利用による手続きもできます。（受付は税務課のみ・対象は5金融機関のみ）受付にはキャッシュカード（暗証番号要）、届出人の本人確認ができるものが必要です。

※口座振替の手続きの完了後、「口座振替開始のお知らせ」を送付します。

（３）振替日

◎P56の納期限に指定の金融機関から引き落としします。

◎一括納付の方は第１期の納期限に引き落としとなります。

◎口座振替（自動払込み）されますと領収書にかわり、「口座振替納付済通知書」を年度末（一括納付及び軽自動車税種別割の場合は振替日の約２週間後）にお送りします。

Q & A

問 6月初めに市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）の納税通知書が届き、6月20日に市内の金融機関で口座振替の手続きをしようと思いますが、いつから振替になるのでしょうか？

答 口座振替の開始時期は、金融機関等への申込みをした翌月以降の納期分からとなりますので今回は第2期分（8月末日）からの振替となります。一括納付される場合は翌年度分からの振替となります。今年度分については第1期分又は一括納付分は、納税通知書に同封された納付書により金融機関等（P55参照）でご納付ください。

○税目・期別ごとの口座振替依頼書による申込みの目安

振替開始納期		第1期分 一括振替分	第2期分	第3期分	第4期分
税目	手続締切日				
固定資産税 都市計画税		3月末日	6月末日	11月末日	1月末日
市民税・府民税		5月末日	7月末日	9月末日	12月末日
軽自動車税種別割		4月末日	以後は翌年度分		

振替手続き完了後、「口座振替開始のお知らせ」を送付しますので、必ず口座振替開始期をご確認ください。

問 口座振替が振替不能（引き落としできなかった）となった場合はどうなるのでしょうか？

答 再度の引き落としは行いません。
市役所から「口座振替不能通知（納付書）」をお送りしますので、直接金融機関等（P55参照）又は市役所で至急にご納付ください。この場合、納付していただいても行き違いで「督促状兼移管予告書」が届くことがありますのでご了承ください。（引き落とし日の前の日に預金残高のご確認をお願いします。）



5 滞納について

定められた納期限までに納税されないと滞納となります。

宇治市では、納税の本来の姿である自主納税を呼びかけています。自主納税とは、納税者のみなさんが定められた納期限までに自主的に納税していただくことです。

(1) 市税の滞納

滞納になれば、「督促状兼移管予告書」や「催告書」により納税を促すこととなりますが、この場合、督促手数料や延滞金も併せて納めていただかなければなりません。

延滞金

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額（税額 1,000 円未満の端数があるとき、又は税額の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対して年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間は、年 7.3 パーセント）の割合で算出した金額です。

ただし、延滞金特例基準割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 パーセントを加算した割合。以下同じ。）が年 7.3 パーセントに満たない年については、納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間は延滞金特例基準割合に年 1 パーセントを加算した割合（その割合が年 7.3 パーセントを超える場合は、年 7.3 パーセント）、それ以後の期間は延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントを加算した割合となります。

なお、延滞金の額が 1,000 円未満の場合は徴収しません。

「督促状兼移管予告書」の指定期日までに納付が確認できない場合は、京都地方税機構に徴収業務が移管され、納付の相談や滞納処分等は京都地方税機構が行います。

移管後のお問い合わせ先

京都地方税機構山城中部地方事務所 所在地 宇治市伊勢田町新中ノ荒21-8
府立城南勤労者福祉会館内
TEL 0774-46-6565

(2) 滞納処分

市税を滞納されますと納期限までに納められた納税者との公平を保つため、やむを得ず、財産を差し押さえることになります。差し押さえる財産は、動産・不動産・給与・預金・有価証券などです。差し押えた財産は公売処分等をして未納の市税に充当することになります。

(3) 納税の猶予

市税は、納期限までに納付しなければなりませんが、次のような事実に該当して一時に納付することができない場合は、申請により、納める時期を遅らせたり、分割納付をすることができます。

- ◇財産が災害や盗難に遭ったとき。
- ◇本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき。
- ◇事業を廃業したり、休業したとき。
- ◇事業に著しい損害を受けたとき。
- ◇以上に類する事実があったとき。

＊猶予期間は、原則として1年以内で、申請には土地などの担保が必要な場合がありますので、詳しくは税務課納税管理係へお問い合わせください。

Q & A

問 同意もなしに差押はできるのでしょうか？

私は、市民税・府民税・森林環境税が滞納となっていますが、先日不動産の差押書が郵送されてきました。「督促状兼移管予告書」や「催告書」は受け取っていますが、差押には同意していません。

答 市税が滞納になると「督促状兼移管予告書」や「催告書」などの文書で納税を促すとともに、一定の相談をお受けする期間を設けその旨を通知しています。その上でなおかつ放置されたり、誠意が見受けられなかったりしたためにやむを得ず差し押えたものです。地方税法には「^{*}督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押えなければならない。」と規定しています。差押は、納税義務者の同意を得て行うものではありません。

※督促状…宇治市は「督促状兼移管予告書」

第4章 市税の窓口と証明

1 市税の窓口

宇治市では市税の窓口が、市民税課、資産税課、納税課の3つに分かれていましたが、令和5年度より、税務課に統合しています。市税についての相談や疑問などがありましたら、下記の担当係までご連絡ください。

宇治市役所 ☎0774-22-3141(代表)

担当課・係		担当している税金	主 な 仕 事
税 務 課	個人住民税係	◎個人市民税	課税事務 市民税・府民税の申告受付
	諸税証明係	◎法人市民税 ◎軽自動車税種別割 ◎市たばこ税 ◎固定資産税(償却)	課税事務 法人市民税の申告受付 原動機付自転車等の登録・廃車 償却資産の評価 固定資産税(償却資産)の申告受付 各種証明書の交付
	土地・家屋係	◎固定資産税 ◎都市計画税	課税事務 土地・家屋の評価
	総務収納・ 納税管理係	◎市税の収納	市税の徴収・収納・還付事務 口座振替(自動払込) 市税の納税相談(分割納付等)

2 市税の主な証明

	証明種類	証明内容	手数料
個人市民税 (注1)	所得証明	収入額、所得額、課税所得金額、税額	1件 300円
	課税証明	上記以外に各種控除額	
固定資産税 (注2)	評価証明	固定資産の評価額の証明	土地・家屋それぞれ 3筆・3棟まで300円、 1筆・1棟増すごとに 70円加算
	課税証明 (公課証明)	評価証明に加え、課税標準額、税相当額などの証明	
(注3)	住宅用家屋証明	登録免許税軽減申請用	1件 1,300円
納税 (注4)	納税証明	納付した市税の額の証明 (滞納がないことの証明を含む)	1年度1税目 300円
		軽自動車、自動二輪車の車検用	無料

※行政サービスコーナー(木幡・榎島・東宇治・小倉・開・南宇治) でも上記の各種証明書を発行しています。

注1 ただし、収入の支払先である職場等から給与支払報告書や社会保険事務所等から公的年金支払報告書等を、宇治市に提出されていない場合で、確定申告又は市民税・府民税の申告をされていない場合は、行政サービスコーナーでは市民税・府民税の課税・所得証明書は発行できません。あらかじめ税務課個人住民税係に課税資料の有無を確認してください。

注2 評価証明・課税証明の手数料は課税年度・納税義務者ごとに必要です。

注3 行政サービスコーナーでは住宅用家屋証明書は発行できません。

注4 ①納税証明で滞納がないことの証明は未納の市税がある場合は発行できません。また、行政サービスコーナーでは市税の納付はできません。

②手数料は1年度1税目(固定資産税・都市計画税は1通知書番号)につき300円となります。

◎証明の申請（請求）に必要なもの

所得証明・納税証明の場合

個人	本人及び同居の親族	窓口に来られる方が申請（請求）者であることを確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）
	その他の代理人	本人の委任状及び窓口に来られる方が申請（請求）者であることを確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）
法人		法人の代表者印を押印した請求書又は法人の代表者印を押印した委任状及び窓口に来られる方が申請（請求）者であることを確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）

評価証明・課税証明など固定資産税に関する証明の場合

個人	所有者本人	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など本人と確認できる書類又は固定資産税納税通知書か課税明細書
	代理人	所有者の委任状及び代理人本人と確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）同居の親族と納税管理人は納税通知書か課税明細書があれば委任状に代えられます。
法人		法人の代表者印を押印した請求書（代表者印の押印に代えて固定資産税納税通知書か課税明細書の呈示可）又は法人の代表者印を押印した委任状及び代理人本人と確認できる書類

※ホームページのご案内

宇治市ホームページの「くらし」のページからお入りいただくと、申告書や申請書等の様式を掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

また、証明書によっては、マイナンバーカードを利用したオンライン申請に対応しておりますので、ホームページ内のリンクからアクセスしてご利用ください。アドレスは次のとおりです。

<https://www.city.uji.kyoto.jp/>

Q & A

問 納税証明と所得証明はどう違うのですか？

答 納税証明は、該当年度に課税された税額と納付された金額が記載されたものと、市税について滞納がない証明です（非課税の場合は納税証明書は発行できません。）。所得証明は、市民税・府民税課税証明、住民税決定証明書などいろいろな呼称がありますが、その内容は課税対象となる前年の所得額、控除額とそれに基づく、市民税・府民税・森林環境税の課税額などが記載されたものです。



問 転入してきた場合の市民税・府民税課税証明書、納税証明書は？

私は、令和6年3月にA市から宇治市に転入してきました。令和6年度の市民税・府民税課税証明書、納税証明書は、宇治市でとれるのでしょうか。

答 令和6年度の市民税・府民税課税証明書、納税証明書は、令和6年1月1日現在の住所地で発行されますので、あなたの場合はA市へ申請してください。

第5章 国税と府税のあらまし

1 国税について

国に納めていただく税金には次のようなものがあります。

- 〈所得税〉 1年間に一定の所得があった人が納めます。(P67～70参照)
- 〈法人税〉 各事業年度に所得などがあった法人が納めます。
- 〈相続税〉 相続によって財産をもらったときに納める税金です。
- 〈贈与税〉 個人から財産をもらったときに納める税金です。
- 〈消費税〉 商品やサービスの提供を受ける消費者が負担する税金です。
- 〈酒 税〉 日本酒、ビール、ウイスキーなどにかかる税金です。
- 〈たばこ税〉 たばこにかかる税金です。
- 〈その他〉 国税にはほかに次のようなものがあります。
自動車重量税、地方道路税、印紙税、関税、登録免許税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、揮発油税、とん税、特別とん税、電源開発促進税、森林環境税

国税についての問い合わせは

宇治税務署 所 在 地 宇治市大久保町井ノ尻60-3

電話番号 0774-44-4141

2 所得税について（令和6年分）

- ①納める人……その年中に一定の所得があった人
- ②課税する年……令和6年分の所得税は令和6年中の所得に対して課税されます（令和6年度の市民税・府民税は令和5年中の所得に対して課税されています。）。
- ③税額の計算……所得税の所得の計算及び税額の計算方法は市民税・府民税の所得割と同じですが、所得控除、税率、税額控除は異なります。

④所得控除

種 類	要 件・控 除 額																								
雑 損 控 除	災害や盗難等で損害を受けた場合…①と②のいずれか多い方の金額 ①(損失金額－保険金等で補てんされた金額)－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連に支出した金額－5万円																								
医療費控除 セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) ※いずれかを 選択適用	医療費や、特定一般用医薬品等購入費(スイッチ OTC 医薬品の購入費)を支払った場合 ・医療費控除…(支払った医療費の金額－保険金等で補てんされた金額)－(10万円 と総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額)(限度額200万円) ・セルフメディケーション税制…(支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金 等で補てんされた金額)－1万2千円(限度額8万8千円)																								
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合…支払った金額																								
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法及び精神又は身体に障害のある者に関して実施する 共済制度に基づく掛金を支払った場合…支払った金額																								
生命保険料 控 除	生命保険料控除(限度額120,000円)＝ ①一般生命保険料控除＋②個人年金保険料控除＋③介護医療保険料控除																								
	① Aのみ又はA＋B (限度額40,000円) } いずれか B } 多い方の金額																								
	② ①と同じ ③ A																								
	<table><tr><th colspan="2">A 平成24年1月1日以後締結分(新契約)</th><th colspan="2">B 平成23年12月31日以前締結分(旧契約)</th></tr><tr><th>支払った保険料(a)</th><th>控除額</th><th>支払った保険料(a)</th><th>控除額</th></tr><tr><td>20,000円以下</td><td>aの全額</td><td>25,000円以下</td><td>aの全額</td></tr><tr><td>20,001～40,000円</td><td>a×1/2＋10,000円</td><td>25,001～50,000円</td><td>a×1/2＋12,500円</td></tr><tr><td>40,001～80,000円</td><td>a×1/4＋20,000円</td><td>50,001～100,000円</td><td>a×1/4＋25,000円</td></tr><tr><td>80,000円超</td><td>40,000円</td><td>100,000円超</td><td>50,000円</td></tr></table>	A 平成24年1月1日以後締結分(新契約)		B 平成23年12月31日以前締結分(旧契約)		支払った保険料(a)	控除額	支払った保険料(a)	控除額	20,000円以下	aの全額	25,000円以下	aの全額	20,001～40,000円	a×1/2＋10,000円	25,001～50,000円	a×1/2＋12,500円	40,001～80,000円	a×1/4＋20,000円	50,001～100,000円	a×1/4＋25,000円	80,000円超	40,000円	100,000円超	50,000円
A 平成24年1月1日以後締結分(新契約)		B 平成23年12月31日以前締結分(旧契約)																							
支払った保険料(a)	控除額	支払った保険料(a)	控除額																						
20,000円以下	aの全額	25,000円以下	aの全額																						
20,001～40,000円	a×1/2＋10,000円	25,001～50,000円	a×1/2＋12,500円																						
40,001～80,000円	a×1/4＋20,000円	50,001～100,000円	a×1/4＋25,000円																						
80,000円超	40,000円	100,000円超	50,000円																						

種 類	要 件・控 除 額			
地震保険料 控 除	地震保険料控除(限度額50,000円)＝①地震保険料の控除額＋②経過措置適用の長期損害保険契約(旧長期損害保険契約)の控除額			
	①の支払った保険料(b)		(※1)②とは、保険期間10年以上で満期返戻金のある平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(平成19年1月1日以後契約変更のないもの)をいう。	
	50,000円以下	bの全額		
	50,000円超	50,000円		
	②の支払った保険料(b)		(※2)1つの保険料契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方の記載がある場合はどちらか一方の控除しか受けることができません。	
	10,000円以下	bの全額		
	10,001～20,000円	b×1/2+5,000円		
	20,000円超	15,000円		
寄附金控除	(特定寄附金の額と総所得金額等×40%のいずれか少ない金額)－2千円			
障害者控除	本人・同一生計配偶者(合計所得金額が48万円以下の者)・扶養親族が障害者の場合 ※16歳未満の扶養親族においても適用されます。 ・一般の障害者 27万円 ・特別障害者 40万円 ・同居特別障害者 75万円			
寡婦控除	本人の合計所得金額が500万円以下で、夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫と死別、もしくは離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族(子以外)がいる人 27万円			
ひとり親控除	本人の合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有するひとり親。(婚姻歴や性別は問いません。) 35万円			
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の学生 27万円			
配偶者控除	本人の合計所得金額が、1,000万円以下の人で配偶者(事業専従者は除く。)の前年の合計所得金額が48万円以下である人			
	納税者本人(扶養する人)の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	控除額			
	70歳未満 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円
	70歳以上 (老人控除対象配偶者)	48万円	32万円	16万円

種 類	要 件・控 除 額				
配偶者特別 控除	本人の合計所得金額が、1,000万円以下の人で配偶者（事業専従者は除く。）の前年の合計所得金額が 48万円超 133万円以下である人				
	配偶者の 合計所得金額	【参考】 給与所得のみの 場合の収入金額	納税者本人（扶養する人）の合計所得金額 （所得金額調整控除は考慮せず）		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
			1,095万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	1,145万円超 1,195万円以下
			控除額		
	48万円超 95万円以下	103万円超 150万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	150万円超 155万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	160万円超 166万8千円未満	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	166万8千円以上 175万2千円未満	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	175万2千円以上 183万2千円未満	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	183万2千円以上 190万4千円未満	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	190万4千円以上 197万2千円未満	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	197万2千円以上 201万6千円未満	3万円	2万円	1万円
	133万円超	201万6千円以上	0円	0円	0円
扶養控除	・ 一般の扶養親族（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の扶養親族）……………38万円 ・ 特定扶養親族（19歳以上23歳未満の扶養親族）……………63万円 ・ 老人扶養親族（70歳以上の扶養親族）……………48万円 ・ 同居老親等扶養親族（老人扶養親族に該当し、本人又はその配偶者の直系尊属であり、同居している扶養親族）…………… 58万円				

種 類	要 件・控 除 額	
基礎控除	本人の合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	48万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円
	2,500万円超	0円

⑤税 率

課税される所得金額(A)	税 額
195万円以下	(A)×5%
195万円超 330万円以下	(A)×10%－ 97,500円
330万円超 695万円以下	(A)×20%－ 427,500円
695万円超 900万円以下	(A)×23%－ 636,000円
900万円超 1800万円以下	(A)×33%－1,536,000円
1800万円超 4000万円以下	(A)×40%－2,796,000円
4000万円超	(A)×45%－4,796,000円

⑥税額控除

種 類	要 件・控 除 額
配 当 控 除	課税所得金額が1,000万円以下の場合 配当所得金額×10% 課税所得金額が1,000万円超の場合 1,000万円を超える部分の配当所得×5% 1,000万円を超えない部分の配当所得×10% ※配当所得が、私募証券投資信託の収益の分配がある場合、「私募証券投資信託等に係る配当控除額の計算書」により計算します。 詳しくは、税務署へお問い合わせください。
住宅借入金等 特 別 控 除	(住宅を居住の用に供した日により、控除額、控除期間及び所得要件などが異なります。詳しくは、税務署へお問い合わせください。)

※平成25年1月から復興特別所得税（基準所得税額(※1)×2.1%）が適用されています。詳しくは、税務署へお問い合わせください。

(※1)外国税額控除適用前の所得税額

⑦申告・納付

給与所得者は事業所が支払う給与から源泉徴収されます。

確定申告をして納める人は3月15日までに申告をして納めます。

3 府税について

京都府に納めていただく税金には次のようなものがあります。

- 〈府 民 税〉 個人市民税とあわせて納めていただく個人府民税の他に、法人府民税と府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割があります。
- 〈事 業 税〉 事業を行っている個人や法人が納める税金です。
- 〈地 方 消 費 税〉 消費税と同様、消費したときに納める税金です。
- 〈不動産取得税〉 土地や建物などを取得した個人や法人が納める税金です。
- 〈府 た ば こ 税〉 たばこにかかる税金です。
- 〈ゴルフ場利用税〉 ゴルフ場を利用したときに納める税金です。
- 〈自動車税種別割〉 自動車を所有している人が納める税金です。
- 〈自動車税環境性能割〉 自動車を取得したときに納める税金です。
- 〈そ の 他〉 府税には他に次のようなものがあります。
鉾区税、狩猟税、軽油引取税、固定資産税（大規模の償却資産に対するもの）、産業廃棄物税

府税についてのお問い合わせは

京都府山城広域振興局税務課 所 在 地 宇治市宇治若森7-6

電話番号 (代表)0774-23-5400

*自動車税の種別割については

京都府自動車税管理事務所 所 在 地 京都市伏見区竹田向代町51-7

電話番号 075-672-6155

*自動車税の環境性能割については

京都地方税機構自動車関係税申告受付センター

所 在 地 京都市伏見区竹田向代町51-7

電話番号 075-693-8455

※京都府自動車税管理事務所及び京都地方税機構自動車関係税申告受付センターの所在地番及び電話番号については、令和7年1月以降変更となる可能性があります。



市の宝木 ちゃの木



市の木 もみじ
(イロハモミジ)



市の花 やまぶき



宇治市は地球にやさしい
環境づくりを進めています。



市の鳥 カワセミ